



大和郡山市 男女共同参画基本計画 (第三期)

輝け! みらいプラン



平成26年3月

大和郡山市

はじめに



男女共同参画社会とは、男女が互いに認めあい、誰もが社会を構成する対等なメンバーとして、社会のあらゆる分野に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会のことです。

わが国では平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国社会を決定する最重要課題であると位置づけ、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など法律の整備などが進められてきました。

基本法の制定から15年、女性の社会進出、社会的活躍も目立つようになりましたが、性別による固定的な役割分担意識が根強く残っているのが現状で、それぞれの分野で意思決定に関わる女性が未だに少なく、女性の参画が十分に進んだとは言えない状況です。

また、近年、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、地域や家族形態の変化、経済の長期的低迷など、社会を取り巻く環境は急速に変化しています。

この変化を的確にとらえ、乗り越えていくためにも、男女がともに、その個性と能力を存分に発揮することができる、男女共同参画社会の実現がますます求められています。

このような社会情勢の中、本市においても男女共同参画の推進に総合的、計画的に取り組むため、「大和郡山市男女共同参画基本計画（第三期）」を策定いたしました。

本計画は、みんなが輝く未来のために大和郡山市が取り組むべき施策と進むべき方向性を取りまとめたものです。

折しも本年は、大和郡山市が市制を施行してから60年目という大きな節目を迎えています。この間、男女を問わず、夢と誇りと自信を持ってふるさとづくりに貢献いただいた諸先輩や先人にあらためて感謝し、未来に語り継ぐとともに、本基本計画に基づき、誰もが希望を持って生活できる「元気城下町」づくりに努めてまいります。

最後になりましたが、計画策定にあたり、アンケートにご協力いただいた市民の皆さん、ご意見やご協力をいただきました大和郡山市男女共同参画市民意見交換会の委員の皆さんをはじめ、関係者の皆さんに深く感謝申し上げます。

平成26年3月

大和郡山市長 上田 清

目次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1. 計画策定の趣旨 1
- 2. 計画の性格と役割 1
- 3. 計画の期間 1

第2章 市の現状

- 1. 統計データからみた市の現状 3
- 2. アンケート調査結果からみた市の現状 8

第3章 計画の基本理念・目標と施策の方向

- 1. 計画の基本理念 23
- 2. 計画の基本目標 25
- 3. 施策の体系 26

第4章 施策の展開

- 施策の展開の構成 27
- 基本目標1 男女共同参画の意識づくり 28
 - 基本方針1. 男女共同参画社会実現に向けた意識の改革、慣行の見直し 28
 - 基本方針2. 男女共同参画を推進する教育・学習 31
- 基本目標2 ともに参画する仕組みづくり 35
 - 基本方針1. 社会の責任ある立場への女性の参画拡大 35
- 基本目標3 ともに尊重する社会づくり 40
 - 基本方針1. 暴力を許さない社会づくり 40
 - 基本方針2. 生涯を通じた男女の健康づくり 43
- 基本目標4 ともに支えあう環境づくり 47
 - 基本方針1. 男女平等の労働環境づくり 47
 - 基本方針2. ワーク・ライフ・バランスの実現 49
 - 基本方針3. 援助を必要とする人への支援 53

第5章 推進体制

- 1. 市の推進体制の整備 57
- 2. 地域との連携 57
- 3. 国・県等との連携 57

資料編

- 1. 大和郡山市男女共同参画市民意見交換会委員名簿 59
- 2. 計画の策定過程 60
- 3. アンケート調査の概要 61
- 4. 関連法令、条例 64
- 5. 女性施策のあゆみ 79
- 6. 用語説明 85

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女が互いの人権を尊重し、男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野にともに参画し、責任を分かちあい、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会のことです。男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会の実現であり、21世紀の日本の社会にとって最重要課題と位置づけられています。

しかしながら、長年にわたり形成されてきた制度や慣習により、「男だから」、「女だから」といった性別による固定的な役割分担意識*が、社会のあらゆる場面に根強く残り、男女の生き方を制約し、男女共同参画社会の実現を妨げる大きな要因となっています。

また、少子高齢化や国際化・高度情報化の進展、家族形態やライフスタイル、価値観の多様化など、一人ひとりを取り巻く社会環境や生活環境は著しく変化してきており、男女共同参画社会をめぐる課題も多様化しています。

このような社会情勢の変化に対応しながら、男女共同参画社会を実現していくため、大和郡山市では、男女共同参画に係る政策が全庁的な取り組みとして、総合的かつ計画的に展開されるよう、市の現状や国や県の動向を踏まえた上で「大和郡山市男女共同参画基本計画（第三期）」を策定しました。

2 計画の性格と役割

本計画は「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として、男女共同参画社会の実現に向けて、市が取り組むべき施策の基本的な方向性を定めたものです。計画の策定にあたっては、国、県の男女共同参画計画の理念、趣旨を踏まえた上で、「大和郡山市第3次総合計画後期基本計画」やその他の関連計画との整合を図っています。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間とします。また、施策の適切な推進を図ることを目的に、5年をめぐりに計画を見直すこととします。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
本計画	前期間5年									
						後期間5年				

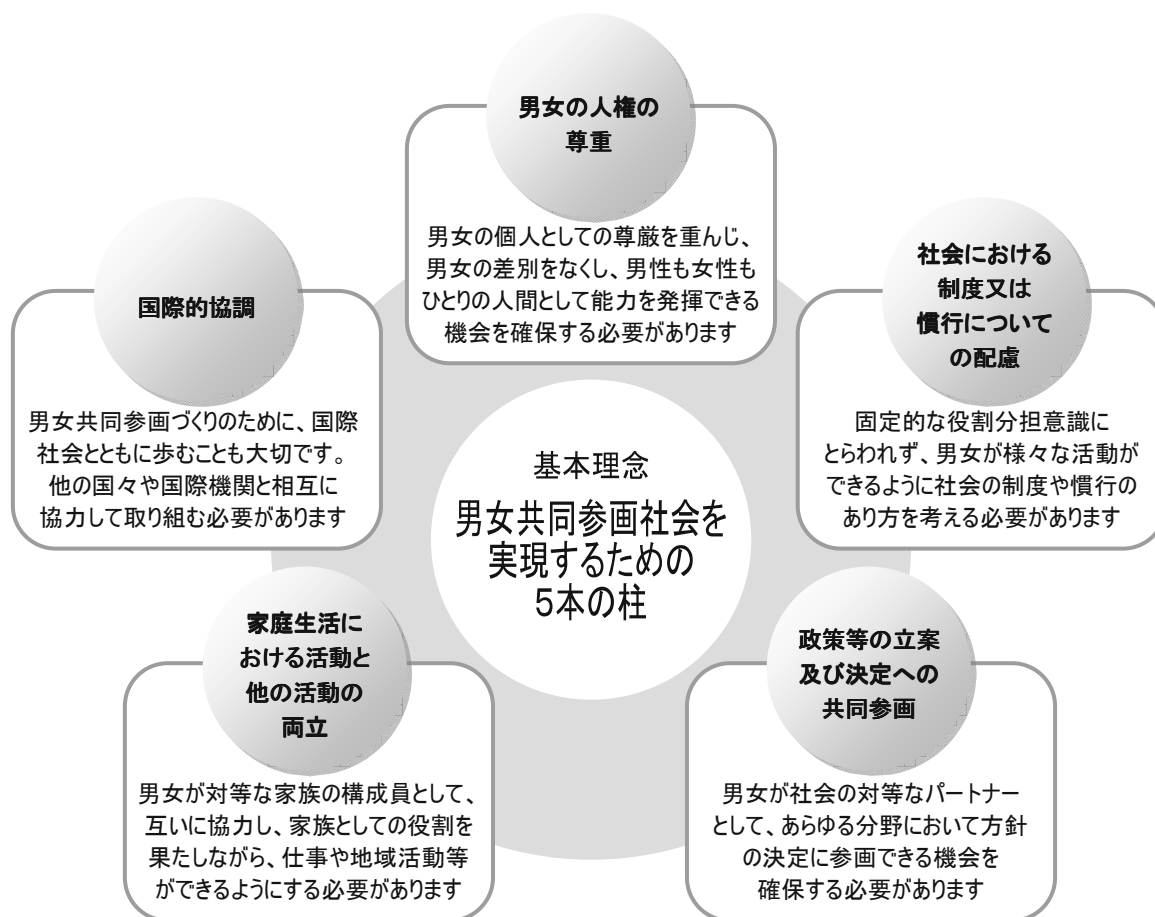
男女共同参画社会^{※1}の定義

「男女が、社会の対等な構成員^{※2}として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画^{※3}する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき^{※4}社会」（男女共同参画社会基本法第2条）

- ※1 「参画」とは、単なる参加ではなく、より積極的に意思決定過程に加わるという意味が込められています
- ※2 男女双方とも本質的に社会の責任ある構成員であり、男女が権利、義務の対等な関係を持っていることを示しています
- ※3 「活動に参画する」のは「自らの意思によって」という主体的な選択によるものであり、強要、強制されるものではないことを示しています。また、参画する分野は、職域、学校、地域、家庭などのあらゆる分野のことを示しています。専業主婦を排除するものではありません
- ※4 男女という性別によって利益に違いが生ずるのではなく、男女が個人の能力によって均等に参画する機会が確保されることにより、個人の能力に応じて均等に利益を享受することができるとともに、責任の担い方に違いがあるのではなく、男女が社会の対等な構成員としてともに責任を担うことです

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日公布・施行）

基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱（基本理念）を掲げています。また、行政（国、地方公共団体）と国民それぞれが果たすべき役割（責務、基本的施策）を定めています。

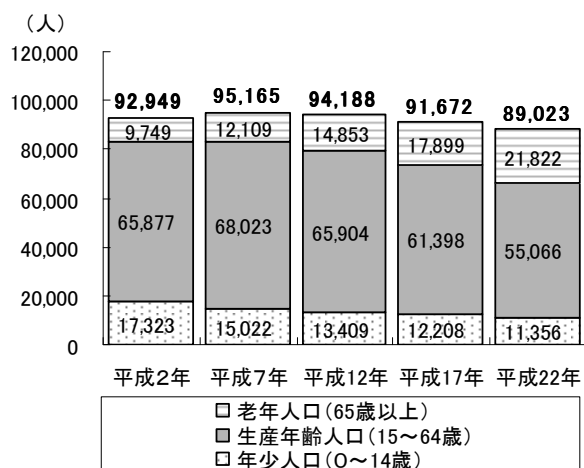


第2章 市の現状

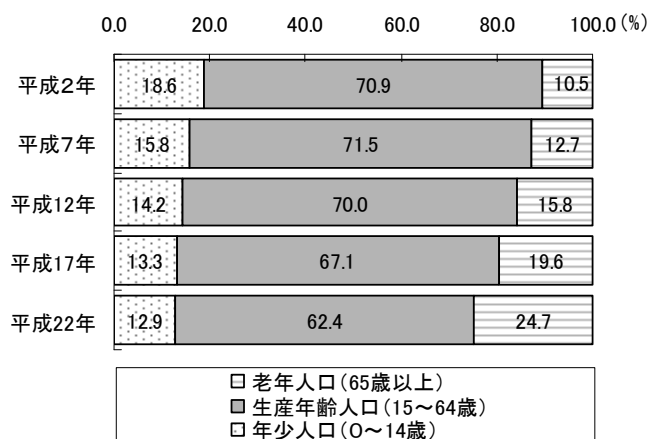
1 統計データから見た市の現状

(1) 少子・高齢化の状況

【年齢3区分別人口の推移】



【年齢3区分別人口比の推移】



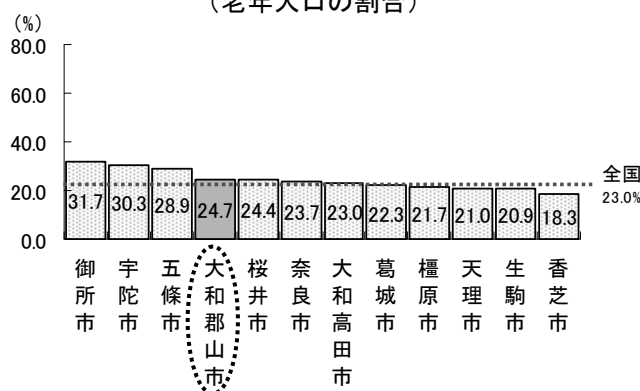
注) 総数は「年齢不詳者」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。

資料：国勢調査

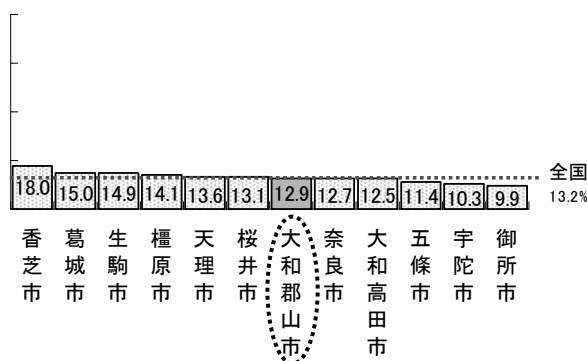
資料：国勢調査

【少子高齢化の状況（奈良県他市比較）】

(老年人口の割合)



(年少人口の割合)

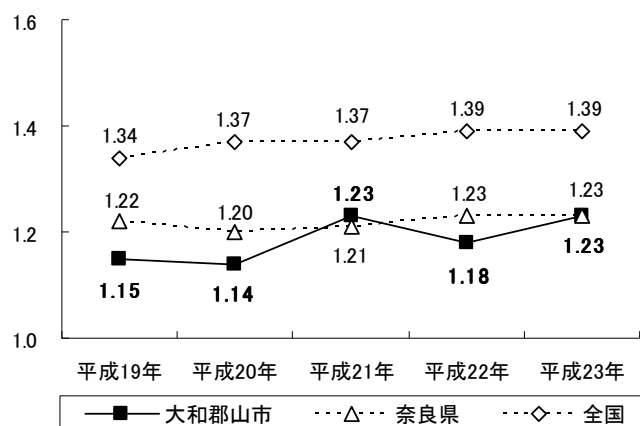


資料：平成22年国勢調査

大和郡山市の人口は平成7年以降年々減少し、平成22年では89,023人となっています。年齢3区分別の人口比をみると、老年人口の割合が増加している一方、年少人口の割合は減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいる状況がうかがえます。平成22年の人口比をみると、老年人口比は全国平均より高く、年少人口比は全国平均より低くなっています。

第2章 市の現状

【合計特殊出生率*の推移】

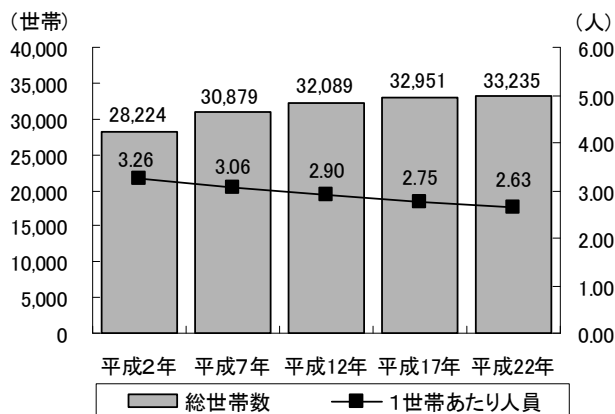


資料：国は厚生労働省人口動態統計、県・市は奈良県保健統計年報

1人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均である合計特殊出生率をみると、全国、奈良県、大和郡山市ともに、各年1.4を下回っています。大和郡山市の合計特殊出生率は増減をしながら推移し、増加傾向にあるものの、全国と比較すると、各年低い水準となっています。また、平成19年、20年、22年の値は特に低く、1.2を下回っています。

(2) 家族・ライフスタイルの状況

【世帯数・1世帯あたり人員の推移】



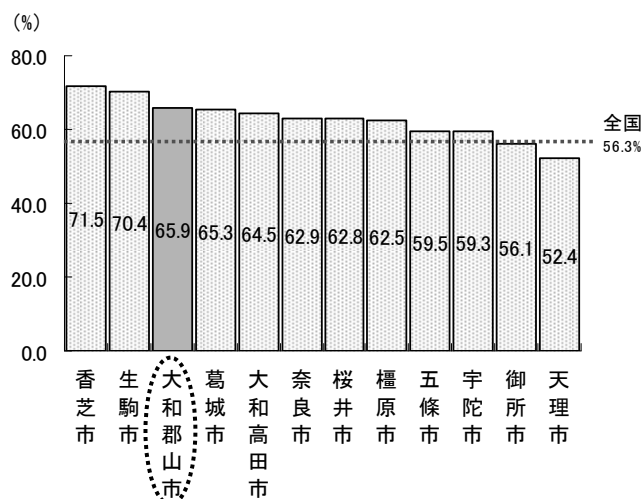
資料：国勢調査

【世帯類型別構成比】

	大和郡山市	奈良県	全国
ひとり暮らし	22.1	23.7	32.4
夫婦のみ	23.7	22.3	19.8
親と子ども	42.2	41.7	36.6
内訳			
母子世帯	1.8	1.6	1.5
父子世帯	0.2	0.2	0.2
核家族以外	10.9	11.6	10.2
非親族	0.6	0.6	0.9
核家族 (夫婦のみ+親と子ども)	65.9	64.0	56.3

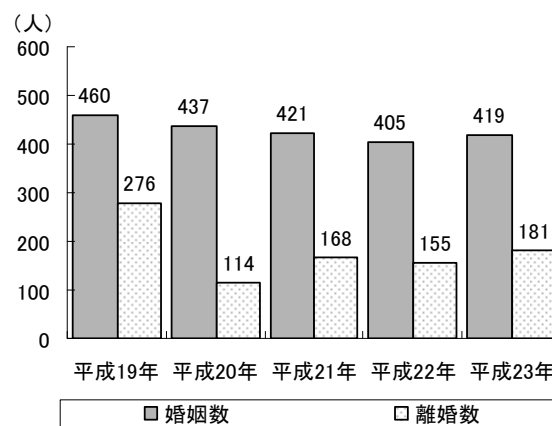
資料：平成22年国勢調査

【核家族の割合（奈良県他市比較）】



資料：平成22年国勢調査

【婚姻・離婚数の推移】



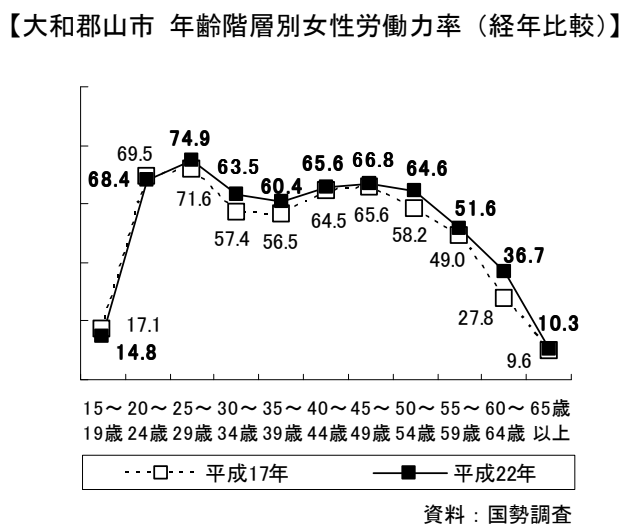
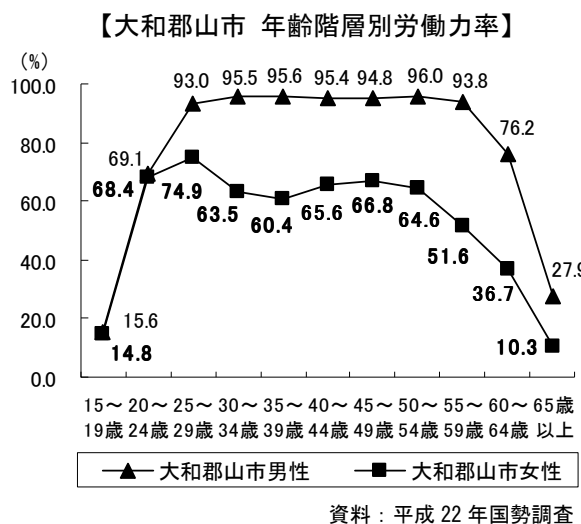
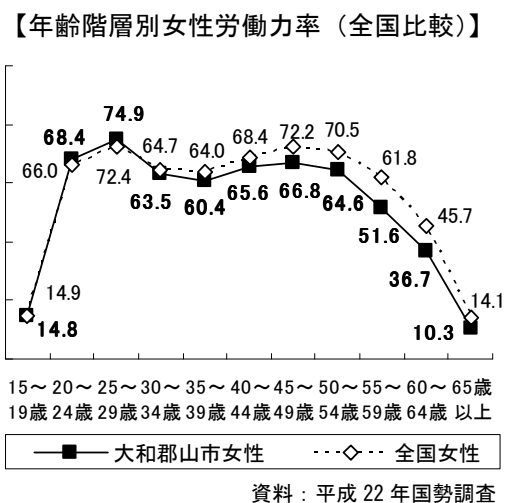
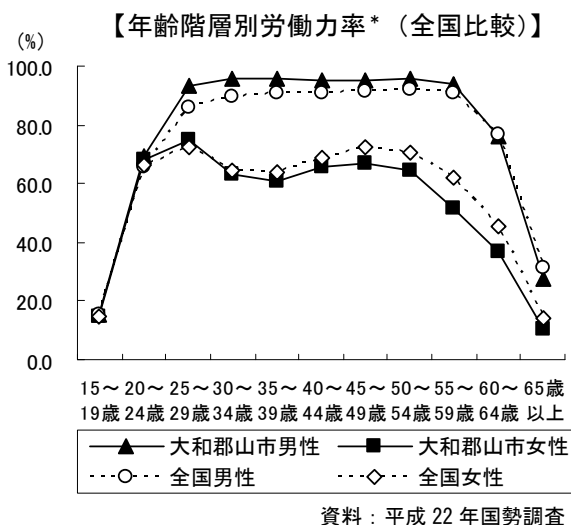
資料：大和郡山市統計

総世帯数は年々増加している一方、1世帯当たり人員は減少しており、世帯の小規模化が進んでいる状況がうかがえます。1世帯当たり人員は平成12年に3人を下回り、平成22年には2.63人となっています。世帯類型別構成比をみると、大和郡山市の核家族の割合は65.9%と、全国、奈良県より高い水準となっており、奈良県他市と比較しても、比較的高い値となっています。

婚姻・離婚数の推移をみると、婚姻数は各年400人台で推移しています。離婚数については、平成19年に276人となったものの、その他の年では100人台で推移しています。

第2章 市の現状

(3) 就労の状況



【全国・奈良県 所定内給与額*の推移】

	平成22年			平成23年			平成24年		
	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性
奈良県	279.0	312.0	223.9	298.3	325.6	246.1	286.0	315.7	230.7
全国	296.2	328.3	227.6	296.8	328.3	231.9	297.7	329.0	233.1

(千円)

資料：厚生労働省『賃金構造基本統計調査』

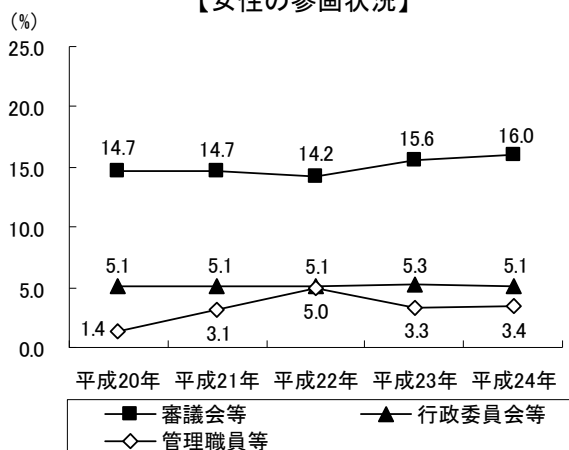
労働力率を年齢階層ごとにみると、全国・大和郡山市とも、女性においては、妊娠・出産・子育て期にあたる30歳代に最も低くなるいわゆるM字カーブ*を描いています。大和郡山市の女性の労働力率を全国と比較すると、カーブの底部分（30歳代後半女性）の落ち込みが全国よりも大きく、40歳代後半以降の労働力率の回復が緩やかで、全国を大きく下回っています。大和郡山市の女性の労働力率を平成17年と22年で比較すると、M字カーブの落ち込みが緩やかになっています。

所定内給与額の推移をみると、全国、奈良県ともに、各年女性の額が男性の額を下回り、その差は約8～10万円となっています。

※ 所定内給与額：雇用契約に基づき、決まって支給される現金給与額のうち、超過労働給与額（残業などの時間外労働に対する給与）を差し引いた額のこと

(4) 政策・方針決定過程における男女共同参画の状況

【女性の参画状況】



資料：男女共同参画局

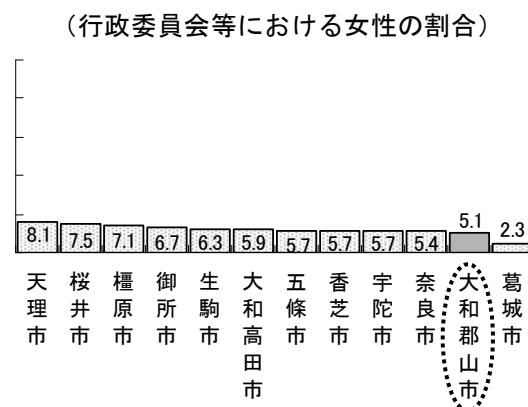
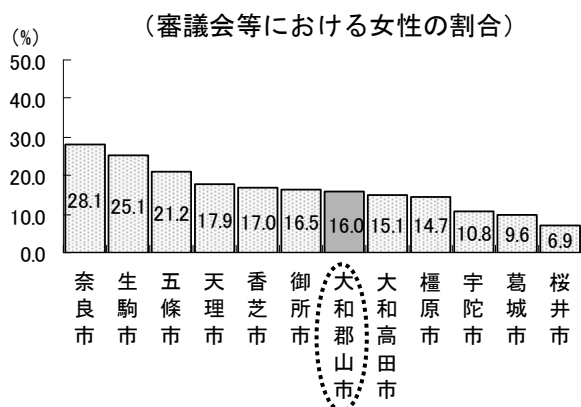
【女性の参画状況（全国・奈良県比較）】

	大和郡山市	奈良県内市町村(平均)	奈良県	全国
審議会等	16.0	17.6	27.2	32.9
行政委員会等	5.1	6.9	15.4	-
管理職員等(一般行政職)	3.4	5.5	6.7	-

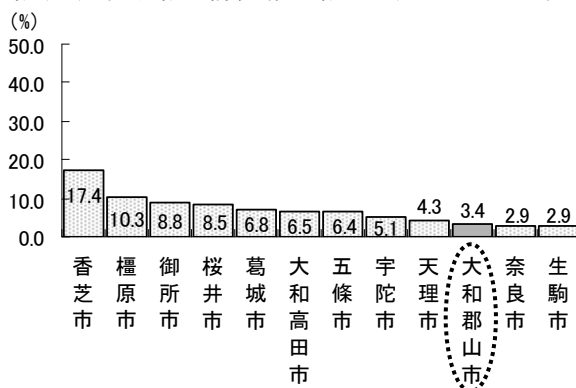
資料：男女共同参画局（平成24年）

注) 市：地方自治法（第202条の3条の3）に基づく審議会等、地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等
 県：法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等、地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等
 国：国家行政組織法第8条ならびに内閣府設置法第37条及び第54条に基づく国の審議会等

【女性の参画状況（奈良県他市比較）】



(管理職(一般行政職の課長相当職以上)における女性の割合)



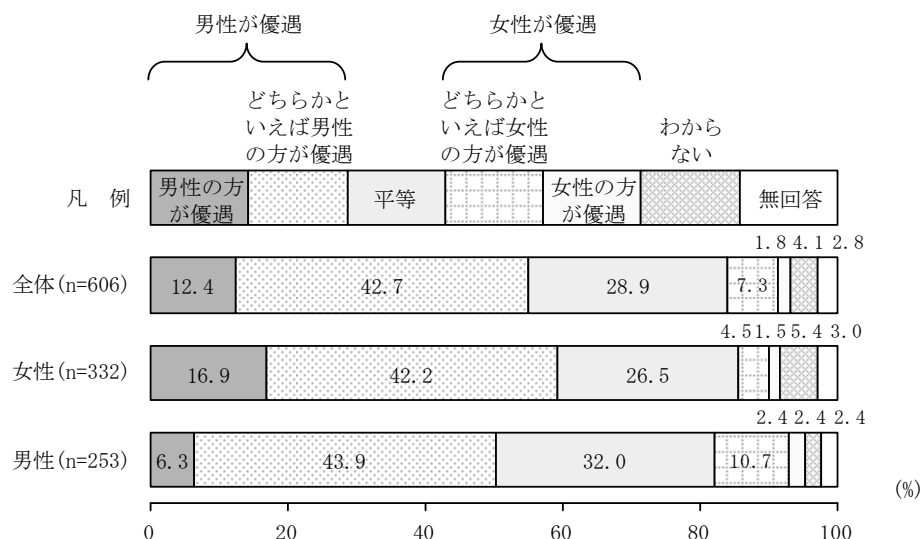
資料：男女共同参画局（平成24年）

大和郡山市における政策・方針決定過程への女性の参画率をみると、審議会、行政委員会においては、過去5年間ほぼ横ばい状態で推移しています。管理職については平成21年から22年にかけて一旦上昇したものの、その後減少し、横ばい状態となっています。女性の参画率を奈良県他市と比較すると、審議会、行政委員会、管理職とも低い水準となっています（審議会：12市中7位、行政委員会：12市中11位、管理職：12市中10位（いずれも高い順））。

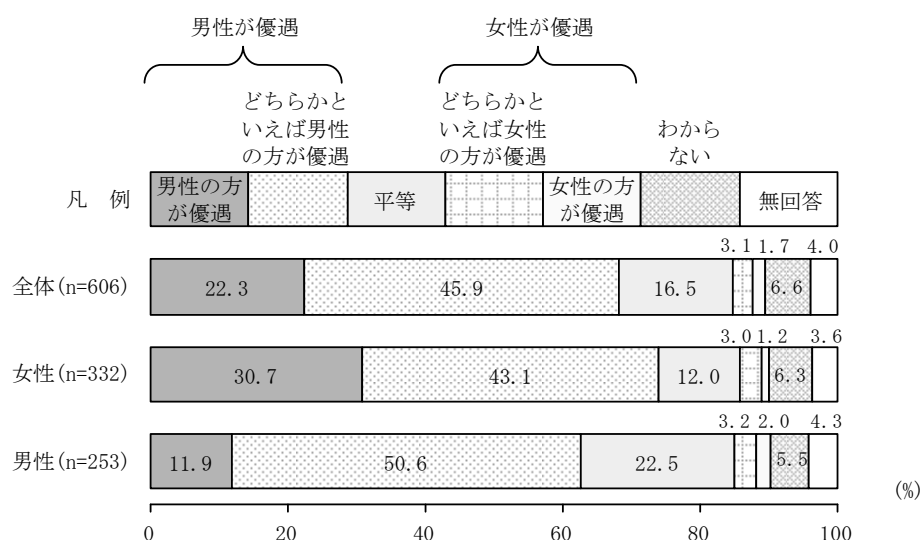
2 アンケート調査結果からみた市の現状

(1) 男女の平等感について

【家庭生活（市民調査）】

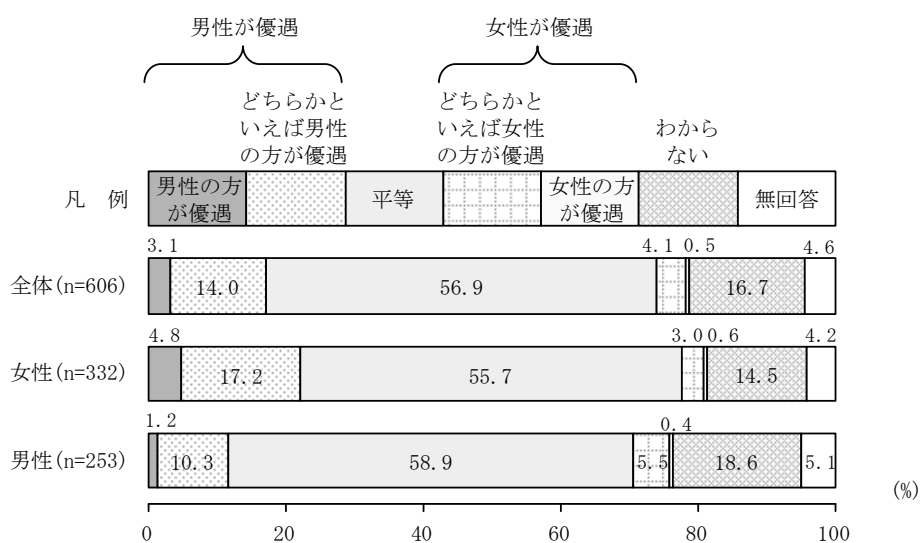


【職場（市民調査）】

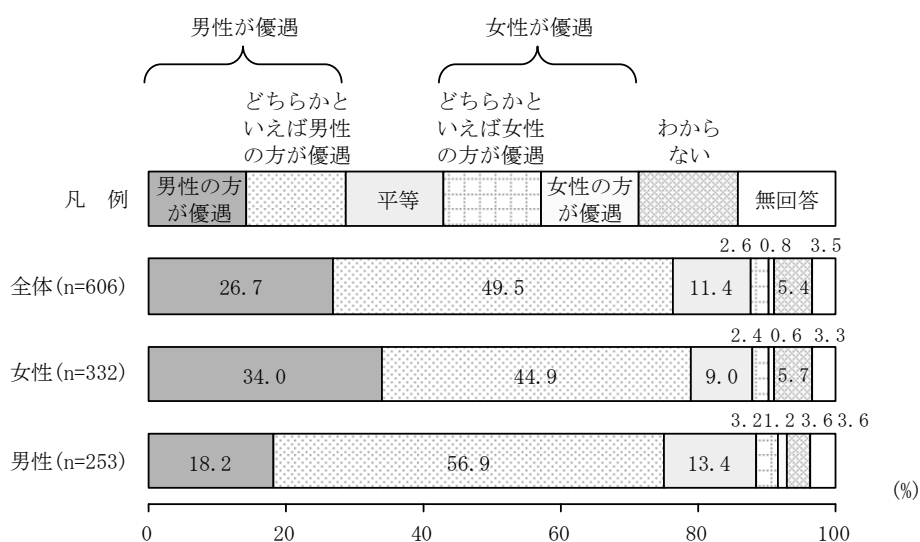


男女の平等感について、市民調査の結果（全体）をみると、「家庭生活」、「職場」ともに、『男性が優遇』の割合が半数を超え、「職場」については7割弱となっています（家庭生活55.1%、職場68.2%）。性別でも、男女ともに、「家庭生活」、「職場」のどちらにおいても『男性が優遇』の割合が半数を超えており、「家庭生活」では女性が約6割（59.1%）、男性が約5割（50.2%）、「職場」では女性が7割強（73.8%）、男性が6割強（62.5%）と、男性が優遇されていると感じる割合は女性でより高くなっています。

【学校教育の場（市民調査）】



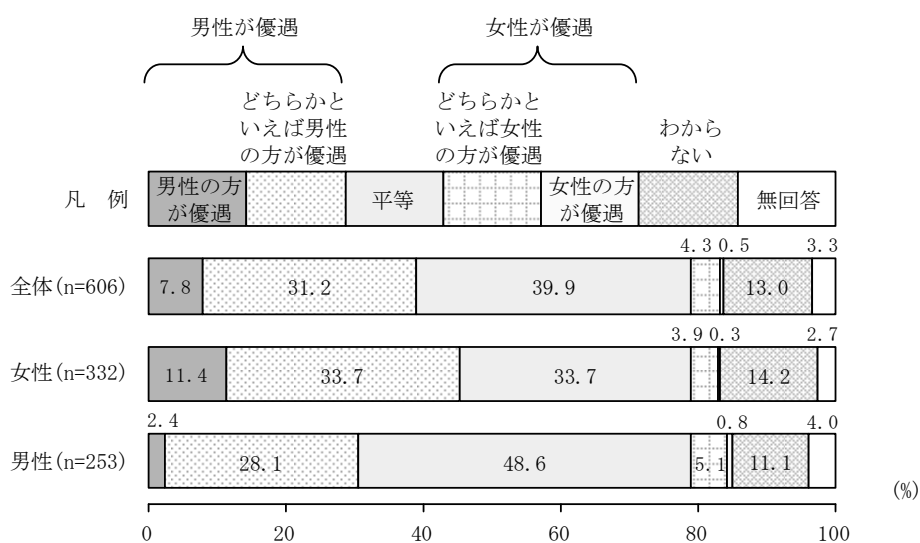
【社会通念・慣習・しきたりなど（市民調査）】



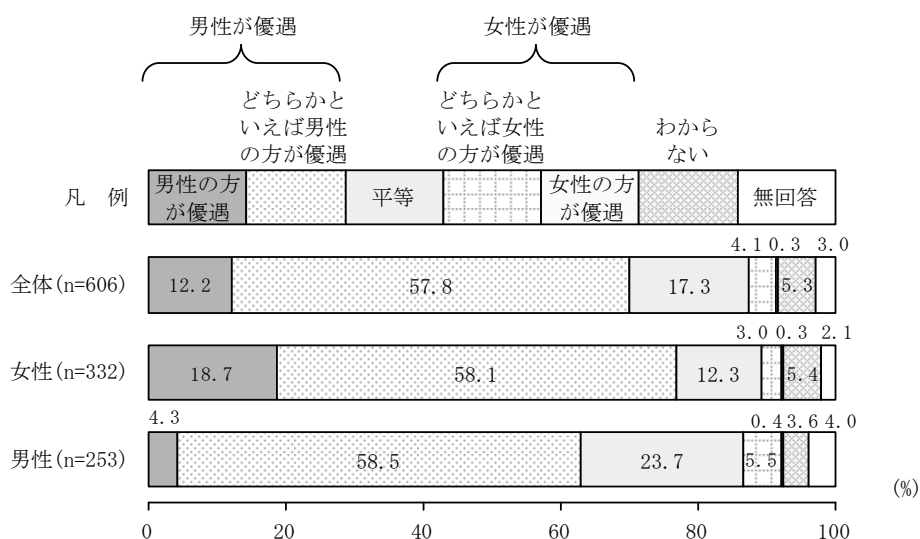
「学校教育の場」、「社会通念・慣習・しきたりなど」における男女の平等感についての市民調査の結果（全体）は、「学校教育の場」では「平等」の割合が5割台半ばとなっているものの、「社会通念・慣習・しきたりなど」では『男性が優遇』の割合が7割台半ば（76.2%）となっています。性別でみると、「学校教育の場」については、男女とも「平等」の割合が半数以上となっている一方で、女性での『男性が優遇』の割合は2割強（22.0%）と、比較的高くなっています（男性11.5%）。「社会通念・慣習・しきたりなど」については、男女とも『男性が優遇』の割合が7割台半ばとなっており、女性で8割弱（78.9%）、男性で7割台半ば（75.1%）と、女性の方が男性が優遇されていると感じる割合が高くなっています。

第2章 市の現状

【自治会やNPO*などの地域活動の場（市民調査）】



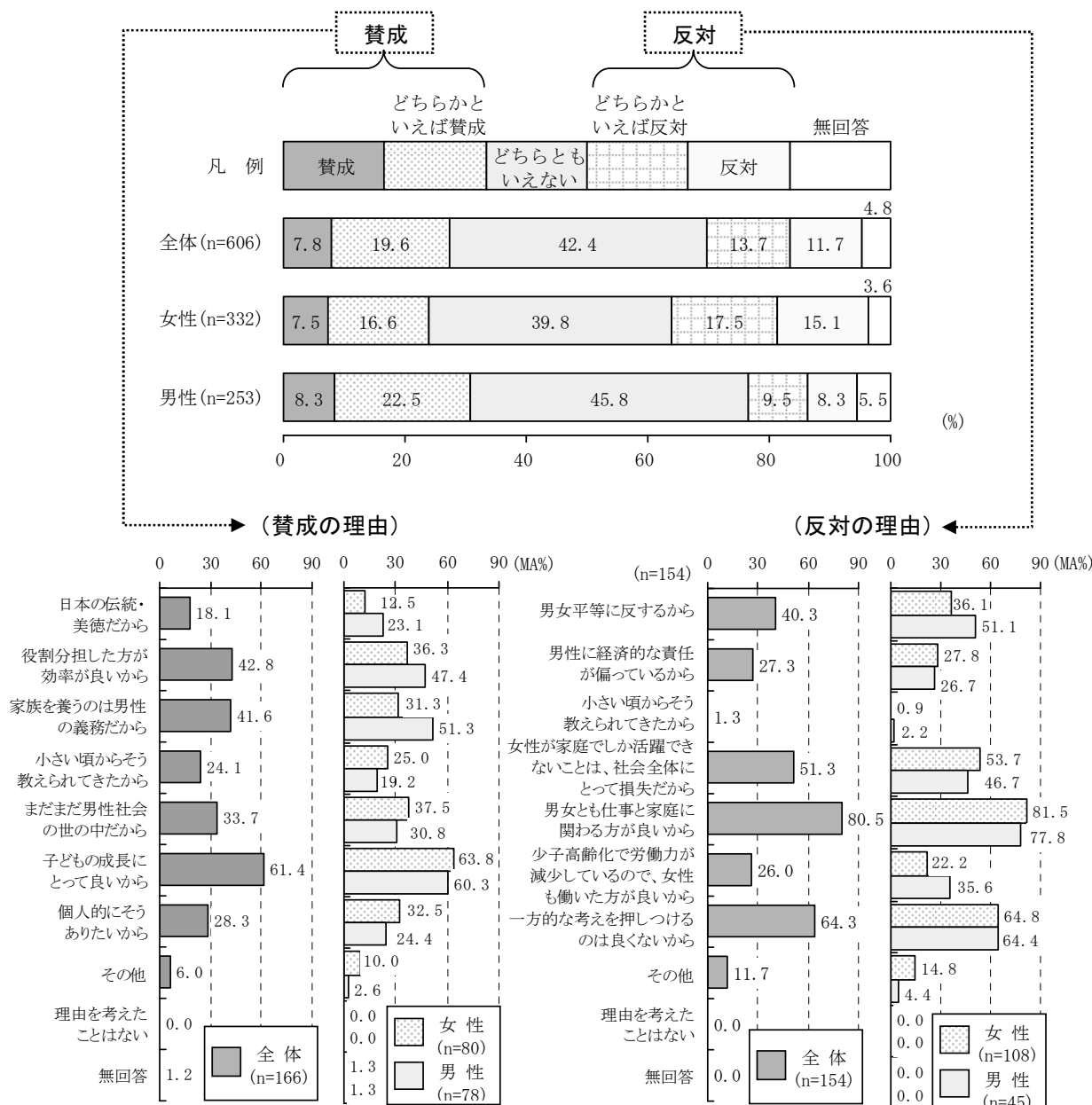
【社会全体でみた場合（市民調査）】



「自治会やNPOなどの地域活動の場」、「社会全体でみた場合」における男女の平等感についての市民調査の結果（全体）は、「自治会やNPOなどの地域活動の場」では「平等」の割合が約4割と、『男性が優遇』（39.0%）をやや上回り、「社会全体でみた場合」では『男性が優遇』の割合が7割（70.0%）となっています。性別でみると、「自治会やNPOなどの地域活動の場」については、男性は「平等」の割合が5割弱と『男性が優遇』の割合（30.5%）を上回っている一方で、女性は『男性が優遇』の割合が4割台後半（45.1%）と「平等」の割合を上回り、男女で異なる傾向がみられます。「社会全体でみた場合」については、男女とも『男性が優遇』の割合が6割以上となっており、女性で7割台半ば（76.8%）、男性で6割強（62.8%）と、男性が優遇されていると感じる割合は女性でより高くなっています。

(2) 男女の役割について

【「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えについて（市民調査）】



「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、市民調査の結果（全体）をみると、「どちらともいえない」の割合が4割強と高くなっています。『賛成』と『反対』の割合を比べると、『賛成』が27.4%、『反対』が25.4%と、『賛成』が『反対』をわずかながら上回っています。性別で『賛成』と『反対』の割合を比べると、『賛成』については、女性で2割台半ば（24.1%）、男性で3割強（30.8%）と男性の方が高く、『反対』については、女性で3割強（32.6%）、男性で2割弱（17.8%）と女性の方が高くなっており、男女で異なる傾向がみられます。賛成の理由については、男女とも「子どもの成長にとって良いから」の割合が6割以上と最も高く、反対の理由については、男女とも「男女とも仕事と家庭に関わる方が良いから」の割合が7割後半から8割強と最も高くなっています。

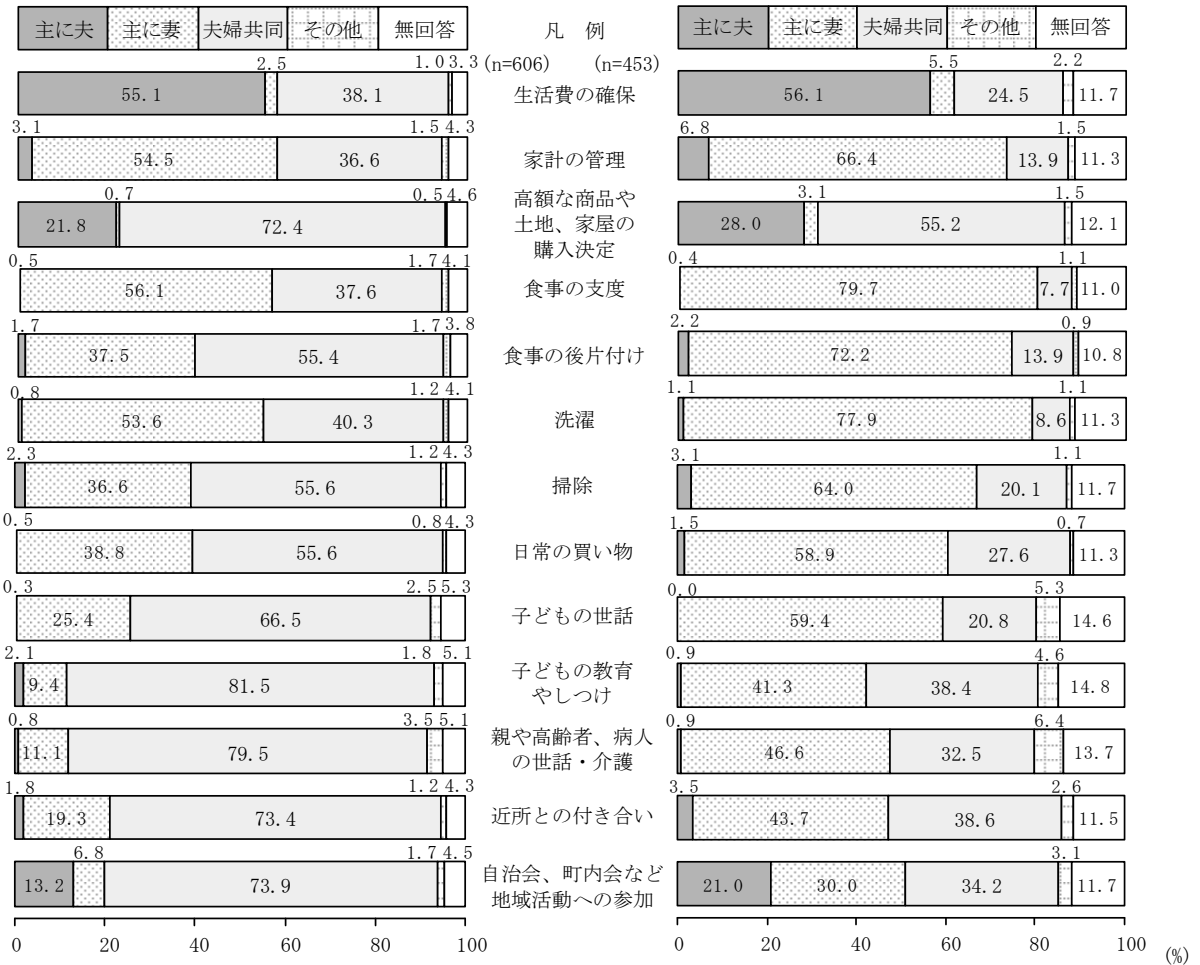
第2章 市の現状

【家庭での役割分担（市民調査）】

（希望）

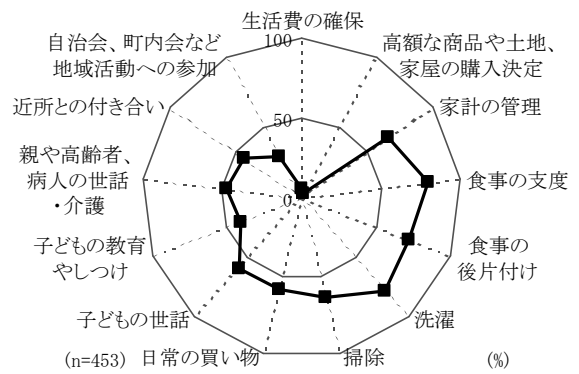
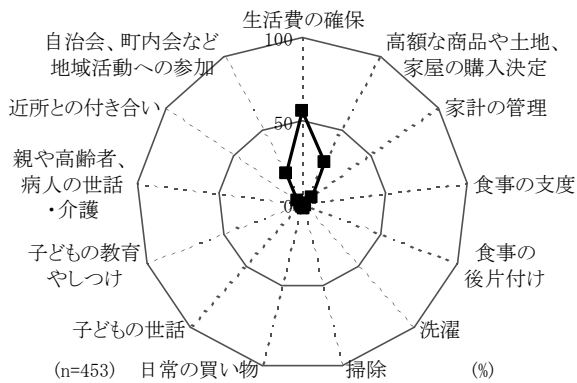
（現実）

配偶者、事実婚のパートナーがいる人、いた人のみ



（主に夫が担当している割合）

（主に妻が担当している割合）



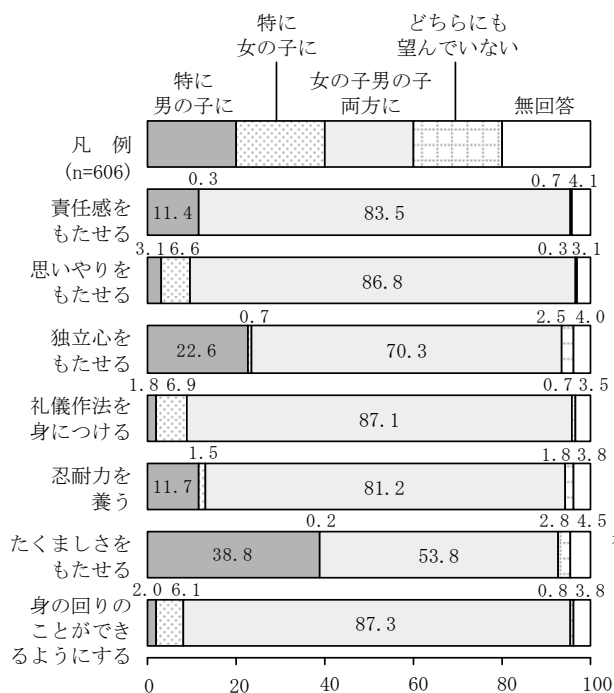
家庭での役割分担の希望について、市民調査の結果をみると、「生活費の確保」については「主に夫」の割合が最も高く、「家計の管理」、「食事の支度」、「洗濯」については「主に妻」の割合が最も高くなっていますが、ほとんどの項目で「夫婦共同」の割合が最も高くなっています。

家庭での役割分担の現実については、「生活費の確保」では「主に夫」の割合が最も高く、「高額な商品や土地、家屋の購入決定」、「自治会、町内会など地域活動への参加」では「夫婦共同」の割合が最も高くなっているものの、ほとんどの項目で「主に妻」の割合が最も高くなっており、役割が女性に偏っている状況がうかがえます。また、「生活費の確保」、「高額な商品や土地、家屋の購入決定」では希望と現実の差はそれほどみられないものの、ほとんどの項目において希望と現実には差があることもうかがえます。

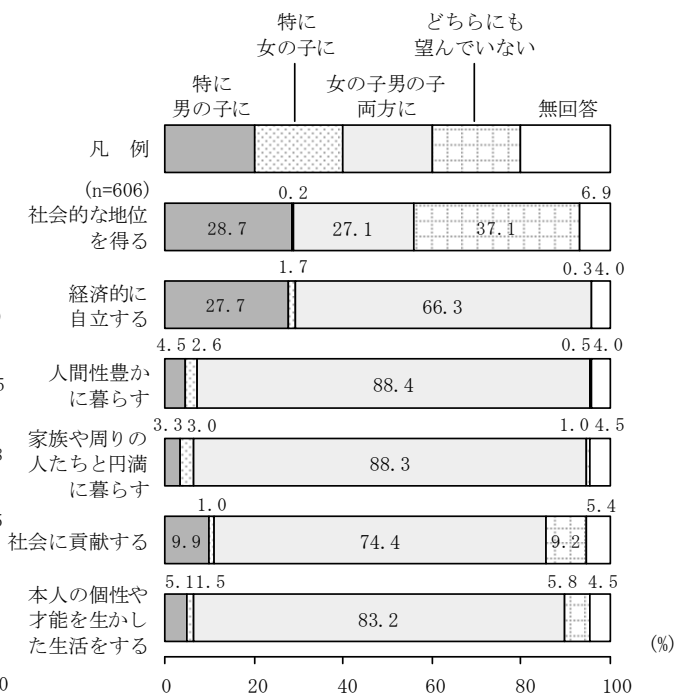
第2章 市の現状

(3) 子育てについて

【子どもを育てる上で重視すること（市民調査）】



【子どもに望む生き方（市民調査）】



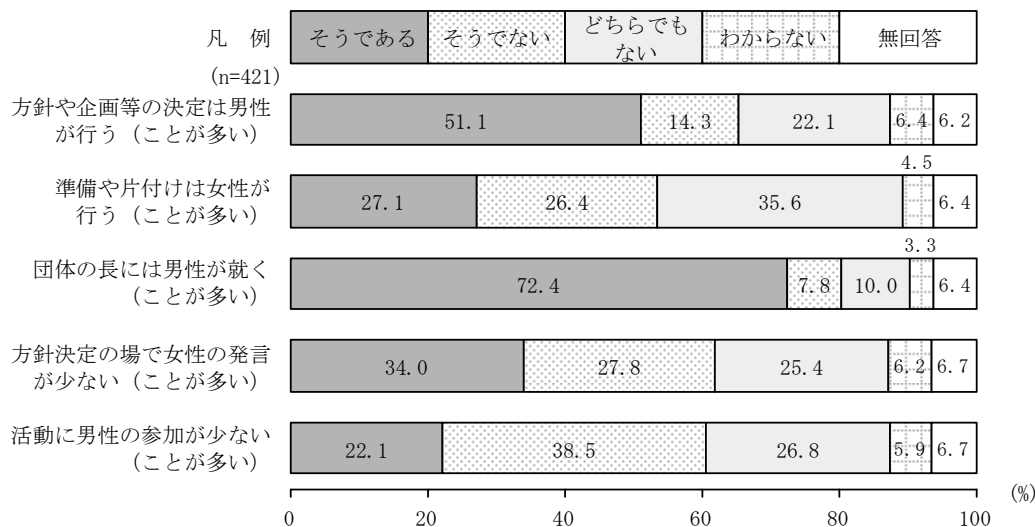
子どもを育てる上で重視することについて、市民調査の結果をみると、全ての項目で「女の子男の子両方に」の割合が最も高くなっています。「特に男の子に」と「特に女の子に」の割合を比べると、「責任感をもたせる」、「独立心をもたせる」、「忍耐力を養う」、「たくましさをもたせる」では「特に男の子に」の割合の方が高く、特に「独立心をもたせる」、「たくましさをもたせる」については「特に女の子に」の割合を大きく上回っています。一方、「思いやりをもたせる」、「礼儀作法を身につける」、「身の回りのことができるようにする」では「特に女の子に」の割合が「特に男の子に」の割合を上回っています。

子どもに望む生き方についても、ほとんどの項目で「女の子男の子両方に」の割合が最も高くなっていますが、「社会的な地位を得る」でのみ「どちらにも望んでいない」の割合が最も高くなっています。「特に男の子に」と「特に女の子に」の割合を比べると、「社会的な地位を得る」、「経済的に自立する」では「特に男の子に」の割合が「特に女の子に」の割合を大きく上回り、子どもを育てる上で重視すること、子どもに望む生き方のどちらにおいても、子どもの性別によって異なる傾向がうかがえます。

(4) 地域における役割分担について

【地域における役割分担の現状（市民調査）】

地域活動に参加したことがある人のみ

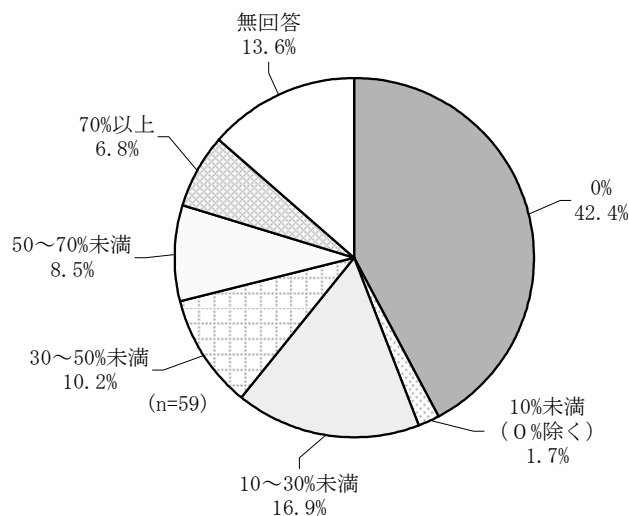


地域における役割分担の現状について、市民調査の結果をみると、「方針や企画等の決定は男性が行う（ことが多い）」、「団体の長には男性が就く（ことが多い）」では「そうである」の割合が最も高く半数以上となっており、特に「団体の長には男性が就く（ことが多い）」では7割以上となっています。「方針決定の場で女性の発言が少ないこと（ことが多い）」については「そうである」の割合が最も高くなっているものの、「そうでない」、「どちらでもない」の割合と大きな差はみられません。一方、「準備や片付けは女性が行う（ことが多い）」については「どちらでもない」の割合が最も高く、「活動に男性の参加が少ない（ことが多い）」については「そうでない」の割合が最も高くなっており、地域における女性の参画が進んでいない状況がうかがえます。

第2章 市の現状

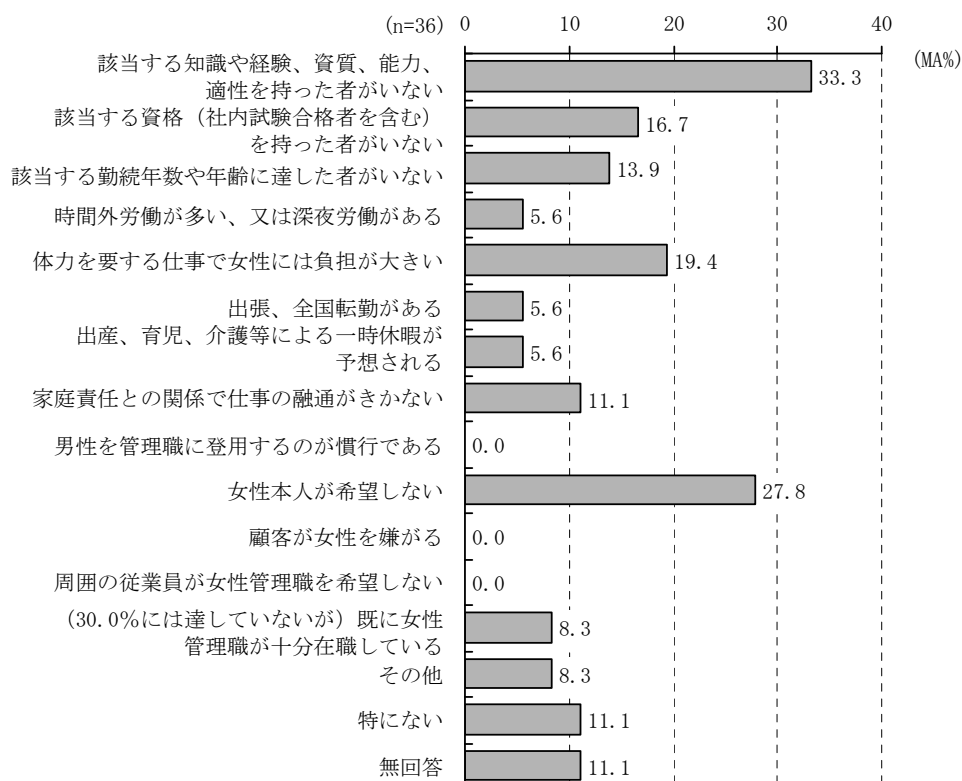
(5) 女性の登用について

【女性の管理職の割合（事業所調査）】



【女性の管理職が少ない理由（事業所調査）】

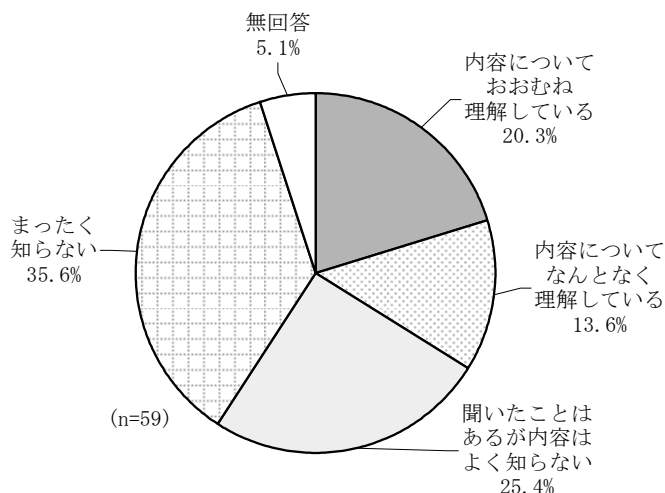
女性管理職の割合が30.0%未満の事業所のみ



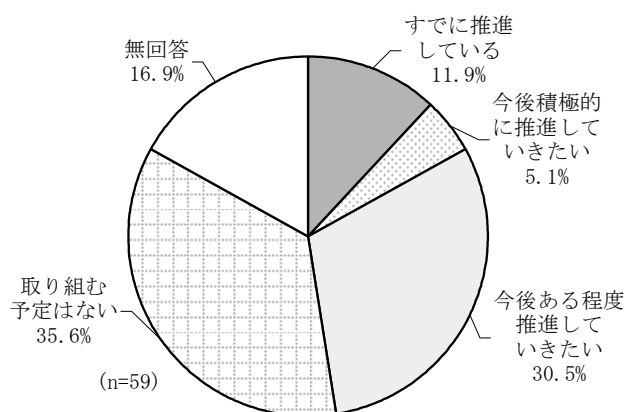
女性の管理職の割合について、事業所調査の結果をみると、「0%」の割合が4割強と最も高くなっており、『50%以上』の割合は1割台半ば（15.3%）となっています。また、女性管理職が少ない理由については、「該当する知識や経験、資質、能力、適性を持った者がいない」、「女性本人が希望しない」の順で割合が高くなっており、女性の能力、意識の低さを理由とする意見の割合が高い傾向にあります。

(6) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）*について

【ワーク・ライフ・バランスの認知度（事業所調査）】

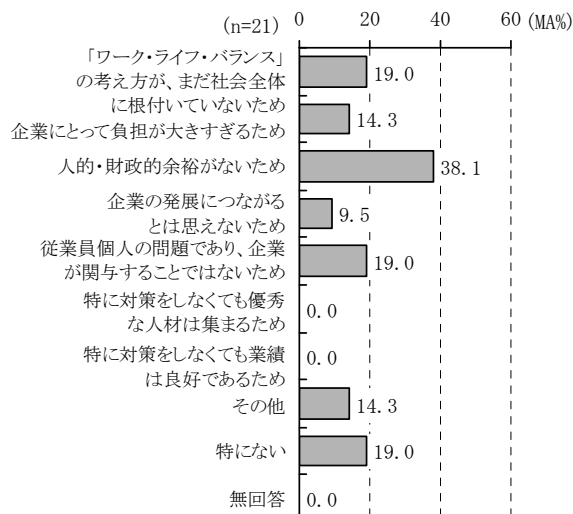


【ワーク・ライフ・バランスへの取り組み状況（事業所調査）】



【ワーク・ライフ・バランスへ取り組まない理由（事業所調査）】

ワーク・ライフ・バランスへ取り組んでいない事業所のみ

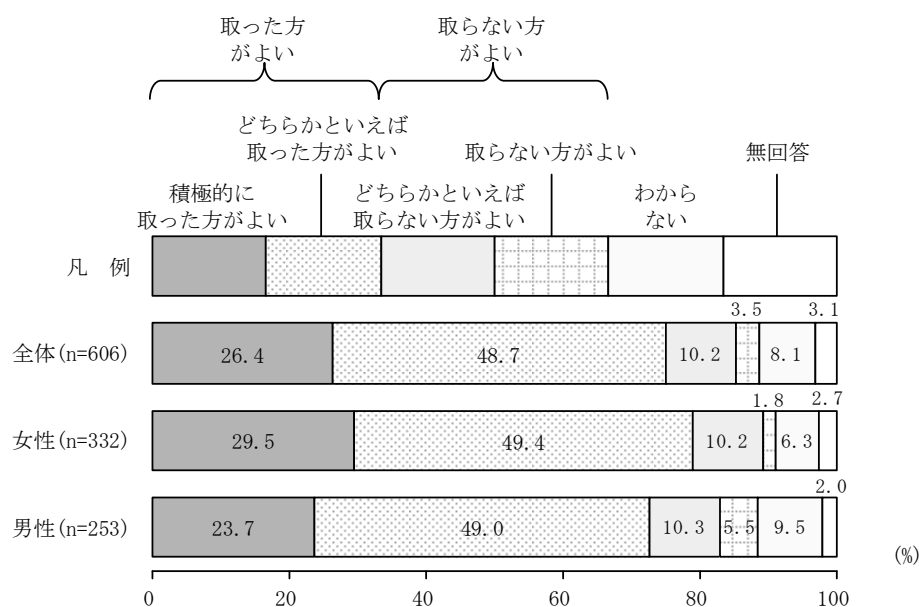


ワーク・ライフ・バランスの認知度について、事業所調査の結果をみると、「まったく知らない」の割合が最も高く、「聞いたことがあるが、内容はよく知らない」の割合とをあわせると6割以上（61.0%）となっています。一方、「内容についておおむね理解している」の割合は約2割にとどまっています。

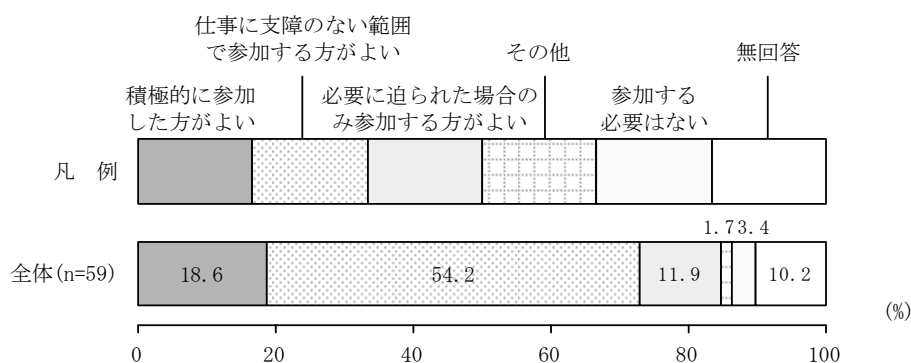
取り組み状況については、「取り組む予定はない」の割合が3割台半ばと最も高く、「すでに推進している」の割合は約1割となっています。また、「今後積極的に推進していきたい」と「今後ある程度推進していきたい」を合わせた『推進していきたい』の割合については3割台半ば（35.6%）となっています。取り組んでいない理由としては、「人的・財政的余裕がないため」の割合が最も高くなっていますが、「ワーク・ライフ・バランスの考え方が、まだ社会全体に根付いていないため」、「従業員個人の問題であり、企業が関与することではないため」の割合が約2割と、ワーク・ライフ・バランスに対する認識の低さも上位にあがっています。

第2章 市の現状

【男性が育児・介護休業を取得することについての考え（市民調査）】



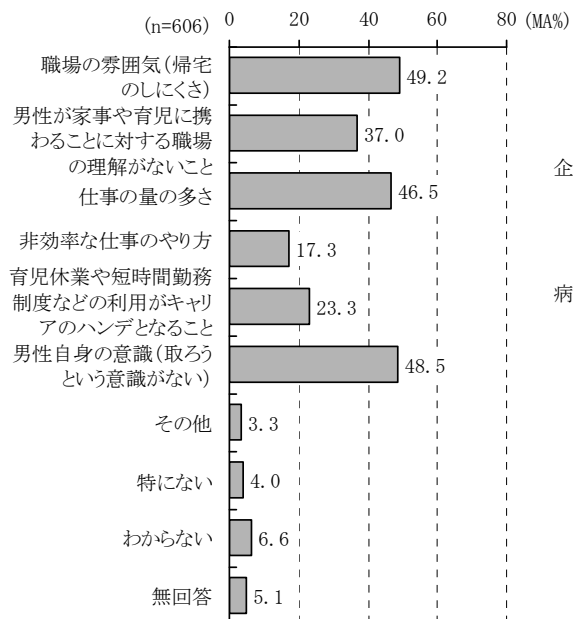
【男性が育児に参加することについての考え（事業所調査）】



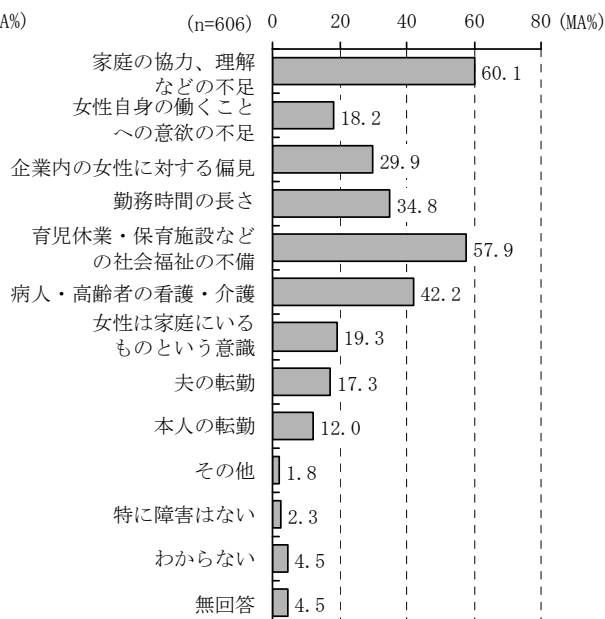
男性が育児・介護休業を取得することについての考えについて、市民調査の結果（全体）をみると、『取った方がよい』の割合が7割台半ば（75.1%）と高くなっています。性別で見ると、『取った方がよい』の割合は、女性で8割弱（78.9%）、男性で7割強（72.7%）と、女性の方が高くなっています。

男性が育児に参加することについての考えについて、事業所調査の結果をみると、「仕事に支障のない範囲で参加する方がよい」の割合が半数以上と最も高く、「積極的に参加した方がよい」の割合は2割弱にとどまっています。

【男性の長時間労働、休暇の取りにくさの要因（市民調査）】



【女性が仕事をもち続ける上で障害となること（市民調査）】



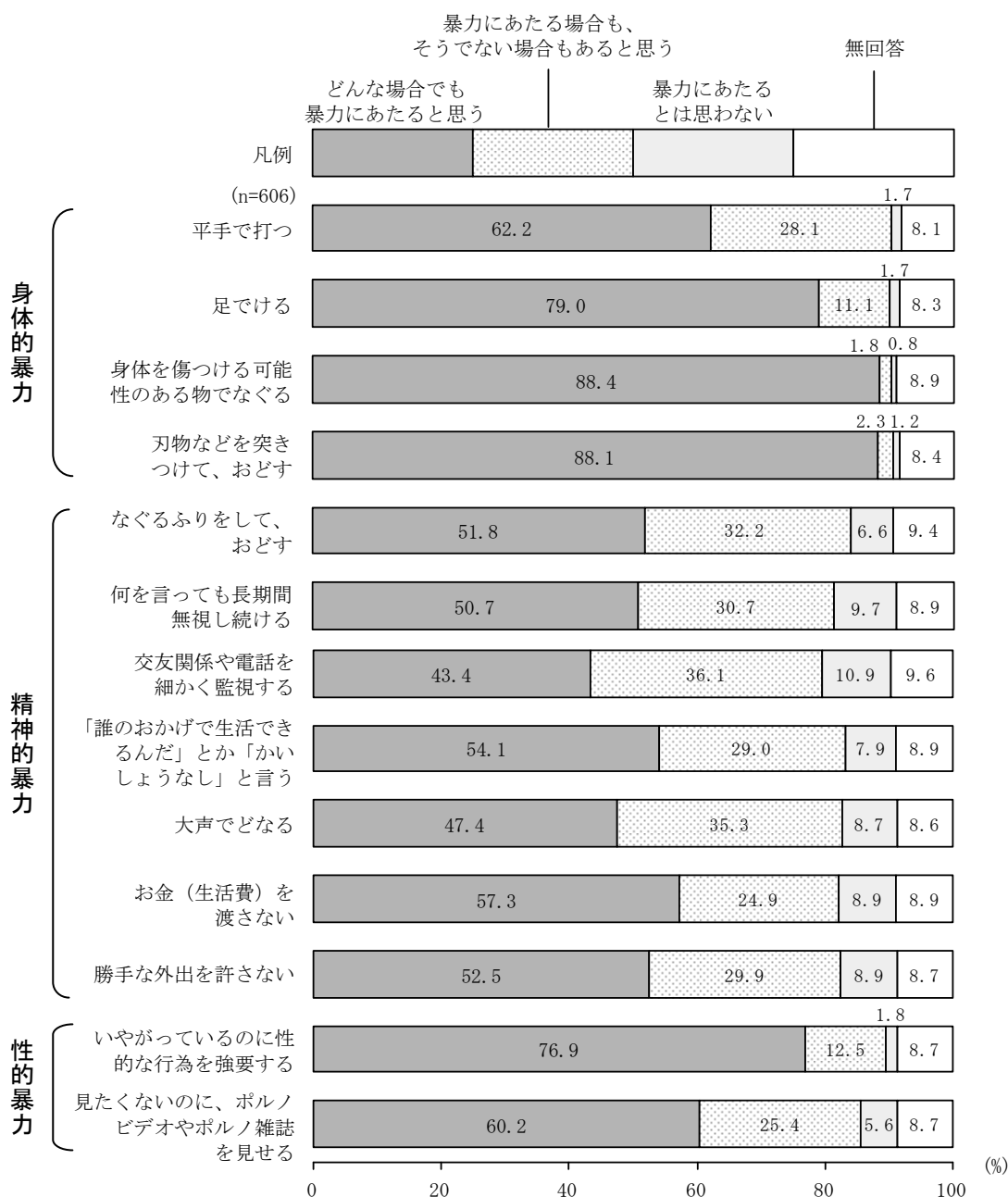
男性の長時間労働、休暇の取りにくさの要因についての市民調査の結果は、「職場の雰囲気（帰宅のしにくさ）」、「男性自身の意識（取ろうという意識がない）」、「仕事の量の多さ」の順で割合が高く、職場環境を理由とする意見の割合が高い傾向にあります。

一方、女性が仕事をもち続ける上で障害となることについては、「家庭の協力、理解などの不足」、「育児休業・保育施設などの社会福祉の不備」、「病人・高齢者の看護・介護」の順で割合が高く、家庭の役割が女性に偏っていることを理由とする意見の割合が高い傾向にあります。

第2章 市の現状

(7) 暴力に関する認識について

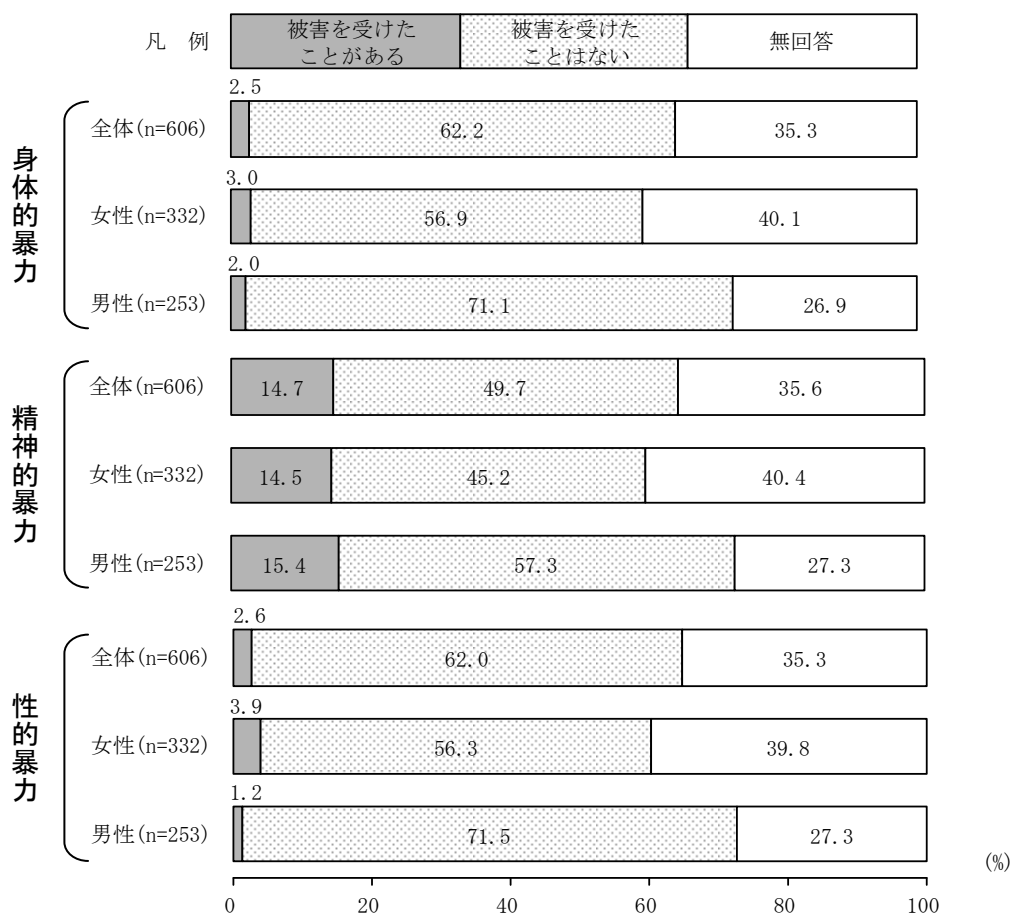
【配偶者・パートナー、恋人間において暴力にあたると思うこと（市民調査）】



配偶者・パートナー、恋人間において暴力にあたると思うことについて、市民調査の結果をみると、「どんな場合でも暴力にあたると思う」の割合は、身体的暴力、性的暴力にあたる項目では、全てにおいて6割以上となっている一方、精神的暴力にあたる項目では、4割台半ばから5割台半ばとなっています。また、精神的暴力での「暴力にあたるとは思わない」の割合は、身体的暴力、性的暴力と比べ高くなっており、精神的暴力を暴力と認識する割合が低い傾向がうかがえます。

(8) 暴力被害の状況について

【配偶者・パートナー、恋人から暴力を受けた経験（市民調査）】



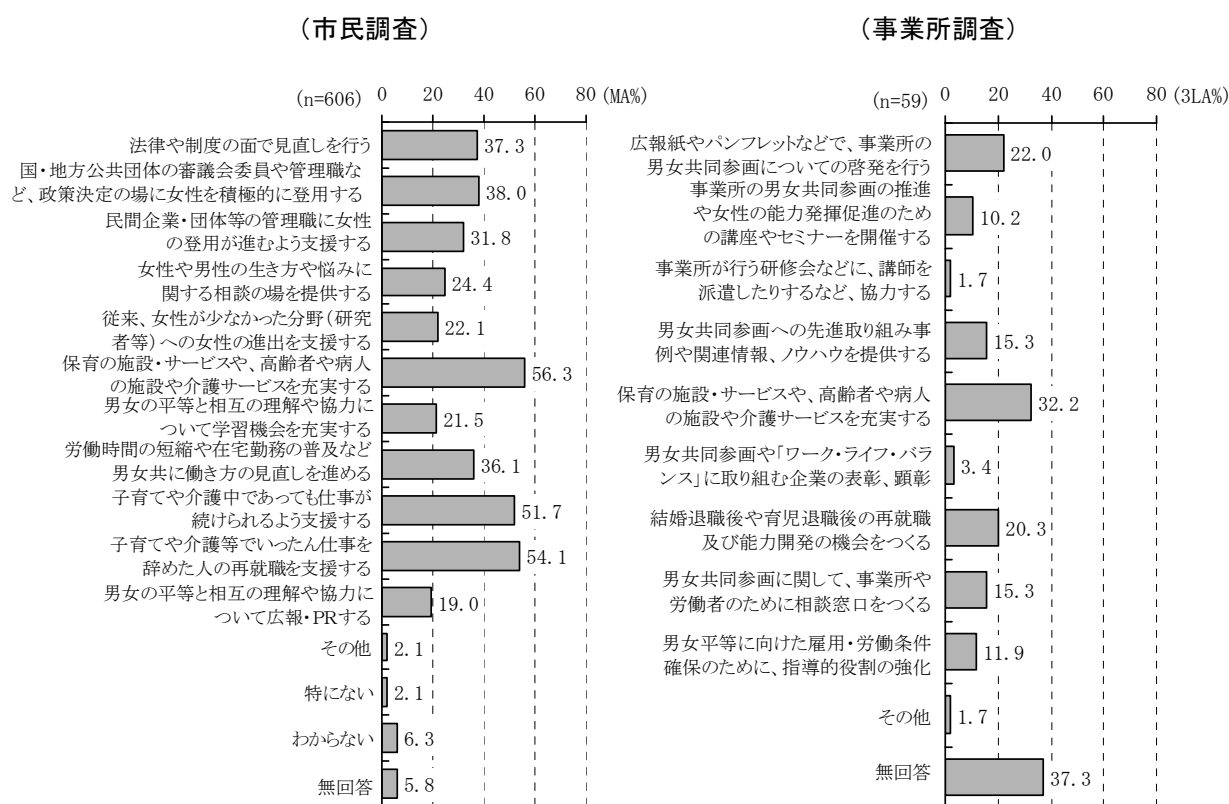
注) 身体的暴力：平手で打つ、足でける、身体を傷つける可能性のある物でなぐる、刃物などを突きつけて、おどす
 精神的暴力：なぐるふりをして、おどす、何を言っても長期間無視し続ける、交友関係や電話を細かく監視する、「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「かいしょうなし」と言う、大声でどなる、お金（生活費）を渡さない、勝手な外出を許さない
 性的暴力：いやがっているのに性的な行為を強要する、見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる

配偶者・パートナー、恋人から暴力を受けた経験について、市民調査の結果（全体）をみると、「被害を受けたことがある」の割合は、精神的暴力での被害経験が1割台と、身体的暴力、性的暴力の被害経験に比べ高くなっています。それぞれの被害経験について性別での差はほとんどみられないものの、精神的暴力については男性の被害経験の割合の方が、身体的暴力、性的暴力については女性の被害経験の方が、それぞれわずかながら高くなっています。

第2章 市の現状

(9) 男女共同参画社会の実現について

【男女共同参画社会の実現のために行政に期待すること】



男女共同参画社会の実現のために行政に期待することについてみると、市民調査の結果では、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」、「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」の順に割合が高く、いずれも5割を超えています。事業所調査の結果については、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」、「広報紙やパンフレットなどで、事業所の男女共同参画についての啓発を行う」、「結婚退職後や育児退職後の再就職及び能力開発の機会をつくる」の順に割合が高くなっており、市民、事業所ともに、保育や介護に関する施策の充実と女性の再就職に関する施策の充実を求める意見が上位を占めています。

第3章 計画の基本理念・目標と施策の方向

1 計画の基本理念

「みんなが輝く 未来をひらくために」を計画の基本理念として、男女が互いに、人権を尊重しあい、喜びも責任も分かちあいながら、全ての人がそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

基本理念

みんなが輝く 未来をひらくために

【計画全体の数値目標】

指標	現状値	目標値 (平成 35 年度)
社会全体で「男女平等」と感じている人の割合	17.3% (平成 24 年度)	50.0%以上

なぜ男女共同参画社会づくりが必要？

現在の日本では、日本国憲法をはじめ、様々な法律で「男女平等」が保障されています。しかし…

- ① 固定的な役割分担意識や偏見は、私たちの意識や慣行のなかに根強く残っています
- ② 職場や家庭、地域社会などあらゆる場面で、男女間の不平等を感じる 경우가多くあります
- ③ 特に男性は、仕事中心の生活スタイルとなっています
- ④ 核家族化が進むなか、子育てや家事、介護などの負担が女性に偏っているのが現状です
- ⑤ 家庭と仕事の両立ができるような仕組みが不十分など、安心して子どもを産み育てる環境が整っていません

「男だから」、「女だから」という理由だけで、望むような生き方や自由な選択ができない、チャレンジできないとしたら、それは本人にとっても社会にとっても大きな損失です。

だからこそ、男女が互いの人権を尊重し、対等に社会・家庭・地域を担い、喜びも責任も分かちあい、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる仕組みづくりが必要になります。

男女共同参画社会が実現するとこんな社会になります

家庭では

- 家族みんなで積極的に家事、子育て、介護などに参画し、喜びも責任も分かちあいます
- お互いが協力することで家族の絆が強くなっていきます
- 子どもの自主性と個性を大切にしながら、子どもの多様な生き方を認めています
- 夫婦や恋人同士など親しい間がらでも互いの人権と性を尊重しあいます

職場では

- 働き方の多様化が進み、働きやすい環境のもとで、男女がともにゆとりと充実感を持って、いきいきと働いています
- 男女の均等な機会と待遇が確保され、性別にかかわらず、個性、能力、意欲などが十分に発揮されています
- 男性も女性も仕事と家庭生活がバランスよく担えるようになり、男性も育児・介護休業を積極的に取得します

方針決定の場では

- 行政、企業、自治会などの方針決定の場に男女が偏らず参加しています
- 運営には、男女双方の意見が反映され、多様な視点が活かされています
- 社会の慣習やしきたりが見直され、一人ひとりの考え方や行動が尊重されるようになり、誰もがあらゆる分野で活躍しています

地域活動では

- 多様な年代の男女が地域の一員として地域活動やボランティア活動に積極的に参加しています
- 地域活動を通して、地域の間関係が密になり、誰もが地域の一員として、自分のまちなかを実感しています
- 地域コミュニティが強化され、地域住民のなかに互助、共助の意識が浸透しています
- 地域の活性化、暮らしの改善が進み、子どもたちが伸びやかに育つ環境が充実しています

家庭、職場でのキーワード

固定的な性別役割分担意識	固定的な性別役割分担意識とは、「男性は仕事、女性は家事・育児・介護」などというような、性別によって役割や能力、活動する分野が決まっているのが当然、自然だという固定観念のことをいいます。固定的な性別役割分担意識の見直しは男女共同参画社会実現の第一歩になります。
ワーク・ライフ・バランス	ワーク・ライフ・バランスとは、仕事（ワーク）と生活（ライフ）の調和（バランス）を意味し、男女の働き方を見直して、仕事と家庭生活、地域生活などを両立させることをいいます。女性のみならず男性にも大きなメリットを与え、人生を豊かなものにします。
男性の育児休業	子育て支援のひとつとして、男性の育児休業の取得が勧められていますが、女性に比べて男性の取得率はまだまだ低いのが現状です。育児休業を取りやすい職場づくりを進めるとともに、「男性は仕事、女性は家事・育児・介護」といった固定的な性別役割分担意識を変えていくことが大切です。

方針決定の場、地域活動でのキーワード

意思決定の場への女性の参画	女性の社会進出が進んできたとはいえ、自治会、地域防災、環境保護など、地域の重要なことは男性が中心となって決められていることが多いのが現状です。男女がともに、責任を担いながら地域づくりに取り組むことが大切です。
地域社会の役割分担	依然として、固定化された男女の役割分担意識による慣習やしきたりが地域社会のなかに根強く存在しているのが現状です。一人ひとりのやる気や個性に応じて、能力を発揮することができる地域づくりに取り組むことが大切です。

2 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標を設定し、計画を体系的に推進します。

基本目標1 男女共同参画の意識づくり

家庭や地域、職場、学校などあらゆる場面において、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、誰もが自らの意思で多様な生き方を選択し、自分らしく生きることができるよう、男女共同参画の視点から、社会制度や慣行を見直すとともに、男女共同参画の意識づくりに取り組みます。

基本目標2 とともに参画する仕組みづくり

あらゆる世代の男女が、社会の対等なパートナーとして、それぞれの個性と能力を発揮し、自らの意思によって社会のあらゆる分野で活躍することができるよう、行政や地域、企業などにおける女性の参画拡大に努め、社会の様々な分野において、男女双方の意見が反映される仕組みづくりに取り組みます。

基本目標3 とともに尊重する社会づくり

女性も男性も、個人としての人権が尊重されるよう、市民の人権意識の高揚を図るとともに、男女間のあらゆる暴力を許さない意識を醸成し、男女が対等な関係を築くことができる社会づくりに取り組みます。

また、男女が互いの身体的性差を十分に理解し、ともにいたわりあいながら、生涯にわたって健やかな生活を営むことができるよう、性差に応じた心身の健康づくりへの支援を行います。

基本目標4 とともに支えあう環境づくり

複雑に変化する社会情勢のなか、男女がともに経済的に自立し、家庭や仕事、その他の活動のバランスの取れたライフスタイルを確立できるよう、男女平等の労働環境づくりに努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスを実現できる環境づくりに取り組みます。

また、高齢者や障害者、外国人市民、ひとり親家庭、ニート等、支援を必要とする人が、地域で安心して生活していくことができるよう、自立に向けた力を高めるとともに、それぞれが持つ力を発揮することができる機会づくりに努め、全ての人々が安定した生活を過ごすことのできる環境づくりに取り組み、活力あるまちづくりを推進します。

3 施策の体系

基本理念
みんなが輝く
未来をひらくために

基本目標 1 男女共同参画の意識づくり

基本方針 1	施策の方向
男女共同参画社会実現に向けた意識の改革、慣行の見直し	①社会制度・慣行の見直しの促進
	②男女共同参画社会の意識啓発
	③メディアにおける人権の尊重
	④男女共同参画に関する調査・研究、情報の発信
基本方針 2	施策の方向
男女共同参画を推進する教育・学習	①男女平等教育のための環境づくり
	②学校・幼稚園・保育所における男女平等教育の推進
	③家庭における男女平等教育の推進
	④男女共同参画に関する社会教育の推進

基本目標 2 とともに参画する仕組みづくり

基本方針 1	施策の方向
社会の責任ある立場への女性の参画拡大	①審議会等における女性の参画拡大
	②市役所における女性の参画拡大
	③教育分野における女性の参画拡大
	④地域における女性の参画拡大
	⑤事業所等における女性の参画拡大

基本目標 3 とともに尊重する社会づくり

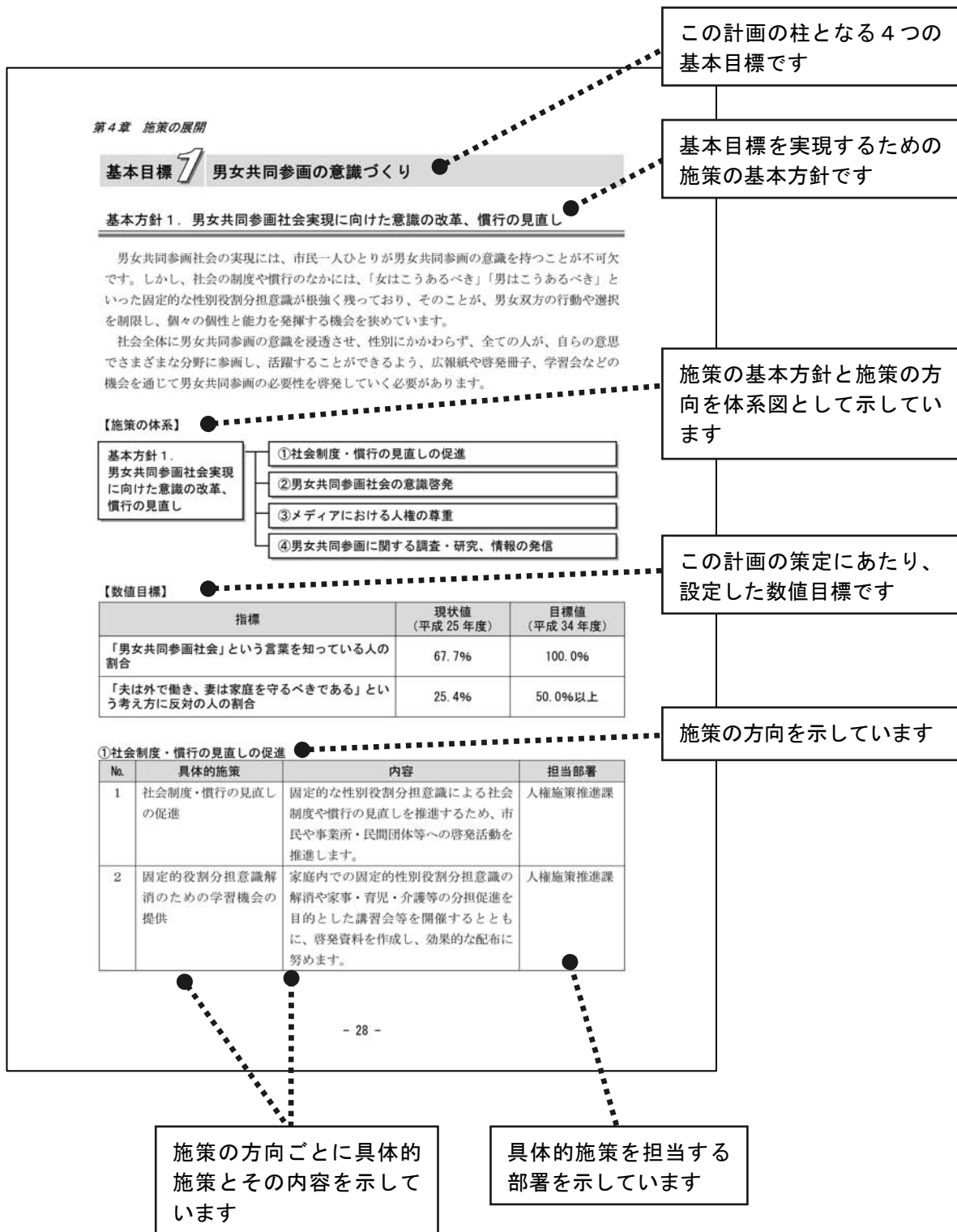
基本方針 1	施策の方向
暴力を許さない社会づくり	①DV防止対策の推進
	②DV被害の発見・相談体制の整備
	③DV被害者支援体制の充実
	④ハラスメント対策の推進
	⑤その他の男女間の暴力への対策
基本方針 2	施策の方向
生涯を通じた男女の健康づくり	①性と生命の尊重への理解促進
	②生涯を通じた健康支援の充実
	③健康をおびやかす問題への対策

基本目標 4 とともに支えあう環境づくり

基本方針 1	施策の方向
男女平等の労働環境づくり	①雇用の場における男女平等の促進
	②自営業などにおける労働環境の整備・改善の促進
基本方針 2	施策の方向
ワーク・ライフ・バランスの実現	①企業における両立支援の促進
	②子育て支援の充実
	③介護支援の充実
	④男性の家庭や地域への参加促進
基本方針 3	施策の方向
援助を必要とする人への支援	①高齢者への支援の充実
	②障害者への支援の充実
	③ニート等、困難な状況にある若者への支援の充実
	④ひとり親家庭等に対する支援の充実
	⑤外国人に対する支援の充実

第4章 施策の展開

施策の展開の構成



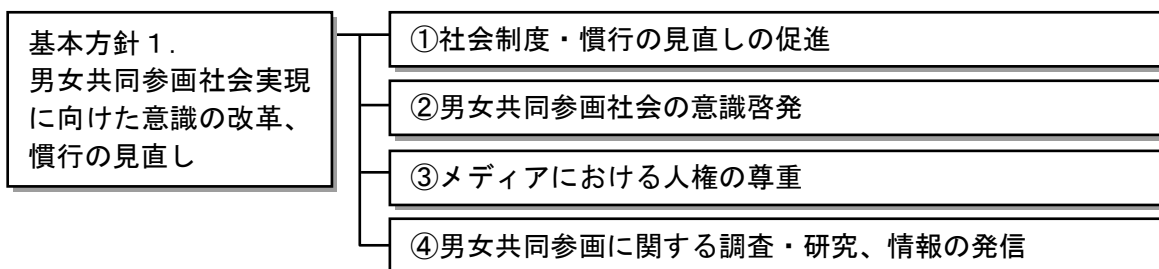
基本目標 **1** 男女共同参画の意識づくり

基本方針 1. 男女共同参画社会実現に向けた意識の改革、慣行の見直し

男女共同参画社会の実現には、市民一人ひとりが男女共同参画の意識を持つことが不可欠です。しかし、社会の制度や慣行のなかには、「女はこうあるべき」、「男はこうあるべき」といった固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、そのことが、男女双方の行動や選択を制限し、個々の個性と能力を発揮する機会を狭めています。

社会全体に男女共同参画の意識を浸透させ、性別にかかわらず、全ての人が、自らの意思で様々な分野に参画し、活躍することができるよう、広報紙やホームページ等の媒体や学習会などの様々な機会を通じて男女共同参画の必要性を啓発していく必要があります。

【施策の体系】



【数値目標】

指標	現状値	目標値 (平成 35 年度)
「男女共同参画社会」という言葉を知っている人の割合	67.7% (平成 24 年度)	100.0%
性別による固定的役割分担に反対の人の割合*	25.4% (平成 24 年度)	100.0%

* 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対の人の割合

①社会制度・慣行の見直しの促進

No.	具体的施策	内容	担当部署
1	社会制度・慣行の見直しの促進	固定的な性別役割分担意識による社会制度や慣行の見直しを推進するため、市民や事業所・民間団体等への啓発活動を推進します。	人権施策推進課
2	固定的役割分担意識解消のための学習機会の提供	家庭内での固定的な性別役割分担意識の解消や家事・育児・介護等の分担促進を目的とした講習会等を開催するとともに、啓発資料を作成し、効果的な配布に努めます。	人権施策推進課

No.	具体的施策	内容	担当部署
3	市役所における男女共同参画の推進	職員の男女共同参画意識を高めるための研修を実施し、男女共同参画の視点に立った職場づくりを推進します。	秘書人事課

②男女共同参画社会の意識啓発

No.	具体的施策	内容	担当部署
4	あらゆる媒体を活用した広報・啓発	広報紙やホームページ等あらゆる媒体を活用した啓発を行い、男女共同参画社会があらゆる立場の人々にとって必要なものであるという認識を普及します。	企画政策課
5	男女共同参画に関する学習機会の提供	男女共同参画に関する認識を深めるため、様々なテーマの講習会・講演会等を積極的に開催します。また、現在参加が少ない男性や若年層についても参加が進むよう、テーマや開催方法等について工夫をしていきます。	人権施策推進課

③メディア*における人権の尊重

No.	具体的施策	内容	担当部署
6	表現ガイドラインの作成	男女共同参画の視点から、市の広報・チラシ等に関する表現ガイドラインを作成し、その内容について広く情報を提供します。	企画政策課
7	市の刊行物の見直し	市が発行する刊行物やインターネットなどの内容・表現について、男女共同参画の視点から点検し、人権を侵害する表現を撤廃します。	企画政策課
8	性・暴力表現の排除	女性や子どもを性・暴力の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現について、メディア側の自主的な取り組みが進むよう、関連機関と連携し、協力を要請していきます。	企画政策課

第4章 施策の展開

④男女共同参画に関する調査・研究、情報の発信

No.	具体的施策	内容	担当部署
9	実態把握のための調査・研究	市民や事業所、市職員に対する調査の実施や統計データ等の活用など、男女共同参画に関する実態把握を定期的に行います。	人権施策推進課
10	男女共同参画に関わる資料などの充実	男女共同参画に関する図書や資料を収集し、図書館において展示・貸出を行います。	市立図書館
11	男女共同参画に関する先進事例の収集、情報の提供	男女共同参画社会に関する国・県・他市等の取り組み事例等の情報を収集し、調査・研究を行うとともに、広報紙やホームページ等を活用して紹介します。	人権施策推進課

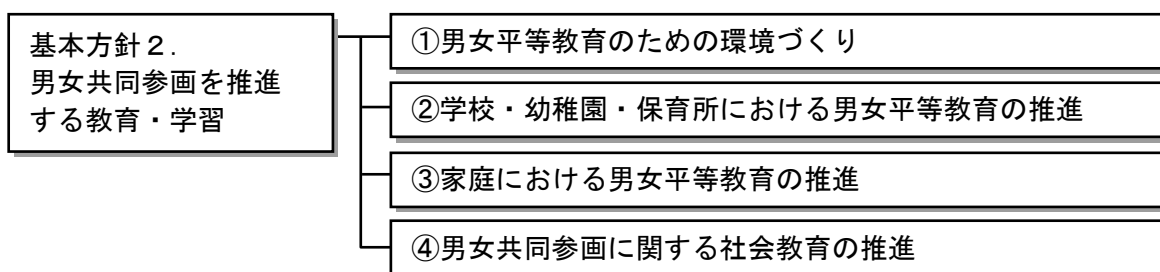
基本方針2. 男女共同参画を推進する教育・学習

一人ひとりの意識や価値観は、幼少の頃から、家庭、地域、学校等、あらゆる環境の影響を受けながら形成されます。そのため、教育関係者をはじめ、保護者や地域の大人が男女共同参画に対する正しい認識を持ち、子どもたちの意識を育てていくことが、男女共同参画社会の形成において大変重要となります。

これから社会を担う子どもたちが男女共同参画の意識を育めるよう、教育関係者や保護者に対する意識啓発に取り組み、学校や家庭における男女平等教育を推進していくとともに、子どもたちが性別によって人生の選択肢を狭められることのないよう、男女共同参画の視点にたった進路指導を推進していく必要があります。

また、生涯にわたって、誰もが男女共同参画を学べるよう、様々な学習機会を提供するとともに、誰もが気軽に参加できる環境を整備していく必要があります。

【施策の体系】



【数値目標】

指標	現状値	目標値 (平成35年度)
男女共同参画に関する生涯学習講座の開催数	年2回 (平成25年度)	年10回

①男女平等教育のための環境づくり

No.	具体的施策	内容	担当部署
12	教育関係職員への意識啓発	教育関係職員に対して男女共同参画意識の啓発を行うとともに、県の研修等への参加を促し、男女平等教育の重要性・必要性への理解を深めます。	学校教育課
13	教育関係職員の指導力の向上	固定的な性別役割分担意識にとらわれない学習指導、進路指導が行えるよう、教育関係職員に対し県の研修会等への参加を促進します。	学校教育課

第4章 施策の展開

No.	具体的施策	内容	担当部署
14	保護者への意識啓発	学校等からの配布物、行事、PTA活動を利用して、保護者に対し男女共同参画の意識啓発を行えるよう、学校やPTAに対して働きかけを行います。	学校教育課 生涯学習課
15	学校行事における男女共同参画の推進	保護者の学校行事への参加促進を図るとともに、働く保護者が参加しやすい学校行事、授業参観となるように努めます。	学校教育課
16	男女共同参画の視点に立った学校運営	男女混合名簿*の推進、教育現場における固定的性別役割分担意識を反映した慣行の廃止など、男女共同参画の視点で学校運営全体を見直し、男女平等教育のための環境を整備します。	学校教育課

②学校・幼稚園・保育所における男女平等教育の推進

No.	具体的施策	内容	担当部署
17	男女平等教育の推進	児童・生徒の発達に応じた男女平等教育を推進します。また、使用する教材等について男女共同参画の視点から問題がないか点検します。	こども福祉課 学校教育課
18	多様な選択を可能にする進路指導の実施	性別による固定的な役割分担にとらわれず、児童・生徒が主体的に進路を選択することができるよう、適切な進路指導を行います。	学校教育課
19	キャリア教育*の推進	児童・生徒が豊かな職業観・勤労観を育み、将来、社会人として、自立していけるよう、児童・生徒の年齢に応じたキャリア教育を推進します。	学校教育課

③家庭における男女平等教育の推進

No.	具体的施策	内容	担当部署
20	家庭における男女平等教育への理解促進	乳幼児健診・育児教室などの機会を利用して、男女共同参画に関する啓発資料の配布を行い、家庭における男女共同参画、男女平等教育の重要性の啓発に努めます。	保健センター 生涯学習課

No.	具体的施策	内容	担当部署
21	男女共同参画の視点に立った家庭教育学級の実施	家庭教育学級において、保護者が男女平等教育について学ぶことができるよう、家庭教育学級運営者に男女共同参画の視点に立った子育て・教育の必要性を啓発します。また、男性が家庭教育学級に参加しやすい雰囲気づくりについても呼びかけを行います。	生涯学習課
22	家庭教育、家庭生活に関する相談体制の充実	家庭教育、家庭生活に関する悩みについての相談窓口の整備に努めます。	こども福祉課 生涯学習課

④男女共同参画に関する社会教育の推進

No.	具体的施策	内容	担当部署
23	人権教育の推進	市民一人ひとりの人権尊重への理解の促進、人権意識の向上を図るため、男女共同参画の視点に立ち、人権教育を推進します。	人権施策推進課
24	生涯学習に関する情報の提供	男女共同参画意識を高めるための学習の機会を提供するとともに、その情報について広く市民に提供します。	人権施策推進課
25	学習環境の整備	誰もが生涯学習に参加しやすいよう、テーマ、開催日時・場所等を工夫するとともに、託児サポーターの活用により、託児環境を整えます。	生涯学習課
26	学習施設の充実	生涯学習の拠点として公民館等を積極的に開放し、市民が利用しやすい環境づくりに努めます。	生涯学習課

身近な男女共同参画に取り組んでみよう！

家庭では…

- 家庭で男女共同参画について話しあいましょ
- 日常生活を、男女共同参画の視点から見直してみましょ
- 家族全員で、それぞれの役割について話しあいましょ
- 性別にとらわれず、子どもの個々の個性を尊重し、能力を育てていきましょ
- 男女共同参画に関する学習の場に積極的に参加しましょ

職場では…

- 従業員全員が、男女共同参画を正しく学ぶ機会を設けましょ
- 日常の業務分担において、性別による偏りがないか、見直してみましょ
- 会社の制度や慣行を男女共同参画の視点から見直し、男女に中立的に機能するよう努めましょ
- 男女共同参画に関する講習会や研修等に積極的に参加し、男女共同参画の職場づくりを進めましょ

学校では…

- 男女共同参画への理解を深める教育を進めましょ
- 児童・生徒の個性と能力を伸ばし、性別にとられない考え方、進路選択ができるようにしましょ
- 学校の行事やクラブ活動の役割分担で、男女の差がないか見直しましょ

地域では…

- 地域の慣行やしきたりなどについて、男女共同参画の視点から見直してみましょ
- 男女共同参画に関する学習やイベント等を積極的に開催し、活力のあるまちづくりを進めましょ

基本目標 2 ともに参画する仕組みづくり

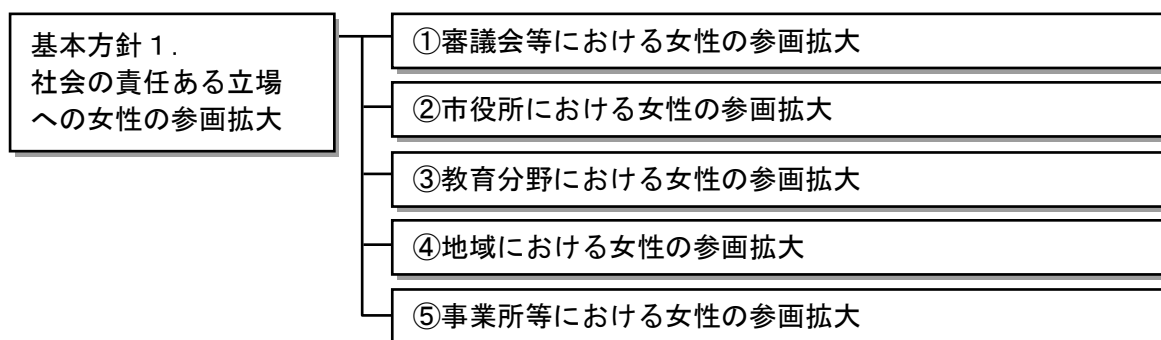
基本方針 1. 社会の責任ある立場への女性の参画拡大

活力のある社会の実現には、男女がともにあらゆる分野に参画し、政策や方針決定の場において、男女双方の意見が反映されることが重要です。

しかし、様々な分野において女性の参画は徐々に進んできてはいるものの、男性に比べ十分に参画、活躍できていないのが現状です。

社会のあらゆる分野に男女がともに参画し、それぞれの意見や価値観が、方針決定に活かされるよう、まずは市が率先して女性の登用や人材育成に取り組み、地域や事業所に対して女性の参画拡大の重要性を呼びかけ、女性の積極的登用を働きかけていく必要があります。

【施策の体系】



【数値目標】

指標	現状値	目標値 (平成 35 年度)
市審議会における女性の割合	16.0% (平成 25 年度)	30.0%以上
市職員の管理職における女性の割合（一般行政職、課長補佐級以上）	7.6% (平成 25 年度)	10.0%以上
校長・教頭職における女性の割合（公立小・中学校）	6.3% (平成 25 年度)	14.0%以上
自治会長に占める女性の割合	10.6% (平成 25 年度)	15.0%以上
企業における女性管理職（課長以上）の割合	15.2% (平成 24 年度)	20.0%以上
ポジティブ・アクション（積極的改善措置）*に取り組んでいる企業の割合	52.6% (平成 24 年度)	60.0%以上

第4章 施策の展開

①審議会等における女性の参画拡大

No.	具体的施策	内容	担当部署
27	審議会等への女性の参画拡大	市の審議会等へ積極的に女性を登用し、女性のいない審議会の解消に努めます。	企画政策課 人権施策推進課
28	審議会委員選出における見直しの促進	審議会委員等の選出についての見直しを行い、男女の比率に配慮した選出に努めます。	企画政策課 人権施策推進課
29	女性の人材の発掘、活用	各種審議会等への女性の登用拡大を促進するため、新たな人材の発掘に努めるとともに、県が提供する女性人材リストを積極的に活用していきます。	人権施策推進課
30	審議会開催時における託児支援の検討	子育て中の委員が審議会等に参加しやすいよう、市審議会等の開催時における託児支援について検討を行います。	人権施策推進課

②市役所における女性の参画拡大

No.	具体的施策	内容	担当部署
31	女性の参画に対する意識の高揚	市職員に対して女性の参画拡大の重要性について、研修等を通して啓発を行い、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。	秘書人事課
32	適正な人事配置と職域の拡大	市職員の募集、採用、人事配置、昇格・昇進において男女差が生じないように配慮し、女性職員の職域の拡大を推進します。	秘書人事課
33	市女性職員の管理職への登用促進	管理職への女性の積極的な登用を図り、男女双方の意見がバランスよく取り込まれた市政の実現に努めます。	秘書人事課
34	女性職員の能力開発・向上	一般研修や専門研修の受講機会を増やすとともに、女性職員自らがプレゼンテーション等を行う場を設け、女性職員の参画意識の向上、能力の開発・向上を図ります。	秘書人事課

③教育分野における女性の参画拡大

No.	具体的施策	内容	担当部署
35	公立学校教職員における女性の登用推進	公立学校の運営において男女共同参画を促進するため、校長・教頭職への女性の登用を図るとともに、各分野の責任者への女性の登用を進めます。	学校教育課
36	女性教職員の能力開発・向上の促進	教職員の能力開発・向上を目的とした研修会への参加を促し、性別にかかわらず、全ての教員が能力を発揮できる環境づくりに努めます。	学校教育課

④地域における女性の参画拡大

No.	具体的施策	内容	担当部署
37	女性登用に向けた意識啓発	地域活動における男女共同参画を促進するため、市民や自治会等の市民団体を対象に、男女が地域活動に参画する意義や必要性についての啓発を行います。	人権施策推進課
38	自治会等役員への女性の登用拡大	自治会等、あらゆる地域の活動において女性の意見を反映させるため、自治会等に対し、女性役員の積極的な登用を呼びかけるなど、地域活動への女性の参画を促します。	総務課
39	女性リーダーの育成、活用	地域における女性の参画拡大を図るため、必要な知識や技術を持った女性リーダーを養成するセミナー等を開催するとともに、県が提供する女性人材リストを積極的に活用していきます。	人権施策推進課
40	防災・復興活動における女性の活躍推進	男女共同参画の視点に立ち、女性消防団員の採用に努め、消防団活動における女性の活躍を促進します。また、災害時の避難所運営において、性別で異なるニーズに対応した被災者支援や避難所運営等が行われるよう、防災会議等への女性の参画を促進します。	市民安全課 消防本部総務課
41	ネットワークづくりの支援	地域のあらゆる分野で活動する女性団体を支援するとともに、女性団体やグループのネットワークを整備し、活動の活性化を図ります。	生涯学習課

第4章 施策の展開

⑤事業所等における女性の参画拡大

No.	具体的施策	内容	担当部署
42	管理職への女性の登用 拡大	女性の職域拡大、女性管理職の登用に向け、事業主に対し、責任ある立場への女性の参画拡大についての重要性・必要性を啓発します。	地域振興課
43	ポジティブ・アクション の推進	事業所におけるポジティブ・アクションを推進するため、事業主に対し啓発を行うとともに、取り組み事例やその効果についての情報を提供します。	地域振興課
44	女性の能力開発・キャリア 形成への支援	女性の能力向上に向け、県が実施する女性の能力開発、キャリア形成に関する講習会・セミナー等について、情報を提供します。	こども福祉課 地域振興課
45	女性の再就職・職場復帰 への支援	女性の再就職・職場復帰への支援を推進するため、ハローワークと連携を図りながら、就職情報の提供や就職セミナーの開催、相談体制の充実等の支援を行います。	地域振興課

身近な男女共同参画に取り組んでみよう！

家庭では…

- 大事な決定は家族でよく話しあい、お互いの意見を尊重しあいましょう

職場では…

- あらゆる場において、男女がともに参加しやすい環境を整えましょう
- 方針決定の場において、男女双方の意見が活かされるようにしていきましょう
- 女性の意識改革や能力向上に努め、女性の積極的な参画を応援しましょう
- 性別にかかわらず、一人ひとりの職業能力の開発、能力発揮を支援しましょう

学校では…

- 学校での役割や発言について、性別で偏ることがないように配慮しましょう

地域では…

- 誰もが地域活動に参画しやすい環境を整えましょう
- 役員などへの女性の登用を積極的に進め、方針決定の場において、男女双方の意見が活かされるようにしていきましょう

基本目標 **3** ともに尊重する社会づくり

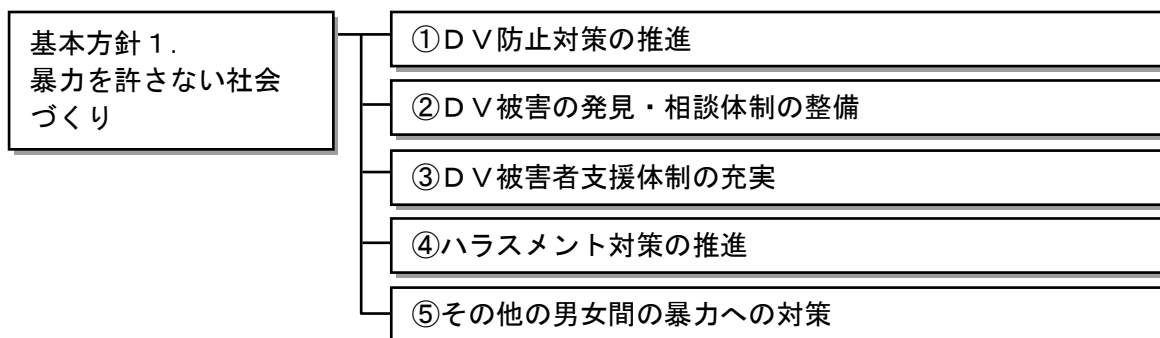
基本方針 1. 暴力を許さない社会づくり

男女共同参画社会の実現のためには、性別にかかわらず、男女がともにひとりの個人として尊重されることが重要です。しかし、ドメスティック・バイオレンス（DV）*、セクシュアルハラスメント*、パワーハラスメント*等の暴力が社会問題となっており、男女共同参画を推進する上での克服すべき重要な課題となっています。

暴力は著しく人権を侵害する行為で、犯罪となる行為です。また、これらの暴力の被害者は多くの場合が女性であるのが現状です。

あらゆる人の人権が尊重される社会の実現に向けて、暴力を許さない社会認識の徹底とともに、暴力防止対策や被害者に対する適切な支援など、幅広い取り組みが必要となります。

【施策の体系】



【数値目標】

指標	現状値	目標値 (平成 35 年度)
配偶者暴力防止法（DV防止法）*を知っている人の割合	65.7% (平成 24 年度)	100.0%
配偶者からの暴力の相談窓口を知っている人の割合	84.3% (平成 24 年度)	100.0%

①DV防止対策の推進

No.	具体的施策	内容	担当部署
46	DVに対する問題意識の醸成	広報紙やホームページ等あらゆる媒体を活用した啓発活動を行い、DV等の暴力は性別による人権侵害であり、犯罪であるという意識の醸成を図ります。	人権施策推進課

No.	具体的施策	内容	担当部署
47	D V 防止に向けた講習会等の開催	D V に関する講習会・講演会、キャンペーン等を積極的に開催し、D V の特徴や被害実態についての認識を深め、D V の根絶を目指します。	人権施策推進課
48	若年層への啓発の強化	学校における人権教育のなかで、D V ・デートD V に対する問題意識を高める教育を行い、D V ・デートD V の防止に努めます。	人権施策推進課 学校教育課

②D V 被害の発見・相談体制の整備

No.	具体的施策	内容	担当部署
49	早期発見に向けた地域社会づくり	地域住民に対して、D V 被害の発見方法について啓発するとともに、通報の重要性を呼びかけ、通報体制を周知します。	人権施策推進課
50	相談窓口の周知	担当課と連携を図りながら、広報、市ホームページへの掲載、リーフレットの配布などを通じ、相談窓口の周知に努めるとともに、相談窓口の明確化を進めます。	人権施策推進課 こども福祉課
51	相談窓口の充実	被害者に対し適切な対応ができるよう、女性相談員を配置するとともに、相談員をはじめ職員の資質向上に努めます。	人権施策推進課
52	連携体制の整備	庁内をはじめ、警察や医療機関、学校、福祉関係団体等の連携体制を強化し、D V 被害の早期発見・未然防止、被害者支援に努めます。	人権施策推進課 こども福祉課

③D V 被害者支援体制の充実

No.	具体的施策	内容	担当部署
53	一時保護の実施	D V 被害者の緊急時には、迅速に県の一時保護施設につなぎ、県と連携して、一時保護中のD V 被害者の状況に応じた支援を行っていきます。	人権施策推進課 こども福祉課

第4章 施策の展開

No.	具体的施策	内容	担当部署
54	自立支援の充実	DV被害者が地域で自立した生活が送れるよう、被害者が必要とする情報の提供を行い、住宅の確保や就労支援、経済的支援に努めます。また、被害者の心身の回復のため、福祉施設、医療機関と連携を図り、相談・支援体制を整えます。	人権施策推進課 こども福祉課
55	DVに巻き込まれた子どもへの支援	DVを目撃した子ども、直接的な被害にあった子どもの心身の回復のため、相談体制を整備します。また、必要に応じて、県中央こども家庭相談センターと連携を図りながら、適切な機関へスムーズにつないでいきます。	こども福祉課

④ハラスメント対策の推進

No.	具体的施策	内容	担当部署
56	ハラスメント対策の推進	セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどのハラスメントを未然に防ぐため、市内事業所に対し啓発を行います。	人権施策推進課 地域振興課

⑤その他の男女間の暴力への対策

No.	具体的施策	内容	担当部署
57	犯罪防止のための環境づくり	性犯罪・ストーカー行為*防止の視点から、人の目が届くよう、道路・公園等を整備し、安全・安心のまちづくりを推進します。また、県や郡山警察署と連携し、被害実態や予防策についての啓発を行います。	市民安全課 管理課 建設課 都市計画課
58	性犯罪被害者に対する支援	県や警察と連携し、被害者を適切な機関にスムーズにつなぐ体制を整えます。	市民安全課 人権施策推進課
59	ストーカー被害者に対する支援	県や県警と連携し、被害者を緊急一時保護施設等の適切な機関にスムーズにつなぐ体制を整えます。	市民安全課 人権施策推進課

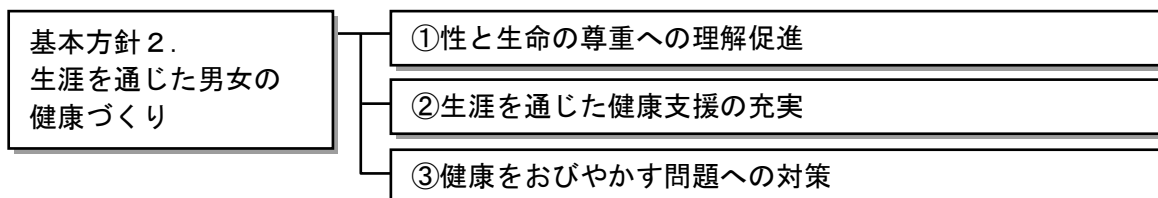
基本方針2. 生涯を通じた男女の健康づくり

生涯を通して心身ともに健やかに過ごすことはあらゆる人の大切な権利であるとともに、男女共同参画の前提となるものです。そのためには、男女が互いの身体的性差について十分理解しあい、相手を思いやることが重要となります。

特に女性は、妊娠、出産など、男性とは異なる健康上の問題に直面する可能性があり、男女が互いに母性*の重要性について正しく理解することが求められています。また、男性については、加重労働や職場環境などによる過度のストレス、うつ病などが問題視されており、メンタルヘルス対策の充実・推進も求められています。

男女がともに、生涯にわたって健康的で豊かな生活を送ることができるよう、性差やそれぞれのライフステージに適した心身の健康づくりを支援していくことが必要となります。

【施策の体系】



【数値目標】

指標		現状値	目標値 (平成35年度)
母子健康手帳発行時の保健師による保健指導実施率		57.0% (平成25年度)	100.0%
がん検診の受診率	胃がん	男性：5.5% 女性：8.4% (平成25年度)	20.0%以上
	大腸がん	男性：16.7% 女性：15.7% (平成25年度)	30.0%以上
	子宮頸がん	14.7% (平成25年度)	30.0%以上
	乳がん	15.6% (平成25年度)	30.0%以上

第4章 施策の展開

①性と生命の尊重への理解促進

No.	具体的施策	内容	担当部署
60	生命尊重や正しい性への理解を深める教育の推進	学校教育を通し、生命の尊さや互いの性を尊重する意識や性についての正しい認識の普及を図ります。また、様々な機会を利用して、市民に対する啓発を行っていきます。	学校教育課 生涯学習課
61	妊娠・出産に関する正しい知識の普及	妊娠・出産に関する正しい知識の普及に努め、男女が互いに妊娠・出産について考え学ぶ機会を提供します。	保健センター
62	母性保護に対する理解促進	母性には社会的に重要な機能があり、社会全体が保護すべきであることへの理解を深めるため、母性の重要性・母性保護への意識啓発に努めるとともに、女性の身体、健康をテーマとした講習会の開催等を実施します。	保健センター
63	性と生殖に関する正しい理解の促進	性に関する学習機会や情報の提供に努め、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）*の意識の浸透を図ります。	学校教育課
64	多様な性のあり方への理解の促進	性同一性障害*や性的マイノリティ*等への理解を深めるため、広報紙やホームページ等あらゆる媒体を活用した啓発活動に努めます。	人権施策推進課

②生涯を通じた健康支援の充実

No.	具体的施策	内容	担当部署
65	妊娠・出産に関する相談・指導体制の充実	妊娠・出産期を安心・安全に過ごせるよう、妊婦期から母親と保健師のコミュニケーションを図るとともに、相談・指導体制の充実を図ります。	保健センター
66	母子保健・医療体制の充実	妊娠・出産期の母性保護のため、各種健康診査、家庭訪問等、母子保健サービスの充実を図り、医療体制との連携に努めます。	保健センター
67	不妊への支援の充実	不妊に悩む夫婦に不妊治療に関する情報を提供するとともに、専門相談窓口の紹介を行います。	保健センター

No.	具体的施策	内容	担当部署
68	生涯を通じた健康支援の充実	市民が主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、性差やライフステージに応じた健康教育、健康相談、健康診査など健康づくりの環境を整備します。また、性差医療*の普及に努めるため、性差医療に関する調査・研究に努めます。	保健センター
69	食育*の推進	男女を問わず、自ら健全な食生活を実践することができるよう、食育に関する教室・講座等を開催し、食と健康についての理解を促進します。	保健センター

③健康をおびやかす問題への対策

No.	具体的施策	内容	担当部署
70	感染症に関する正しい知識の普及	H I V / エイズ*や性感染症をはじめとする感染症についての正しい知識の普及に努め、相談体制を整備します。	保健センター
71	飲酒・喫煙、薬物乱用対策の推進	飲酒・喫煙、薬物乱用などが健康に及ぼす影響についての正しい知識の普及に努め、防止対策の強化を図ります。	保健センター

身近な男女共同参画に取り組んでみよう！

家庭では…

- 女性も男性も互いが対等なパートナーであることを認識し、尊重しましょう
- 家族関係の親しい間柄でも暴力は重大な人権侵害で、犯罪であるという認識を深め、どんなことが暴力にあたるかについて正しい知識を持ちましょう
- 家族全員が、妊娠・出産について理解を深めましょう
- 困ったときはひとりで抱え込まず、相談しましょう
- 自分の健康、家族の健康に気をつけましょう

職場では…

- セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止対策に取り組み、事例が発生した場合の相談体制を整えましょう
- 男女の身体的性差に配慮した職場環境を整えましょう
- 従業員の健康に配慮し、心身の健康管理を支援しましょう

学校では…

- 学校教育のなかで、交際相手などの親しい間柄におこる暴力（デートDV）について正しく学ぶ場を設けましょう
- 生命尊重や正しい性への理解を深める教育を進めましょう
- 児童・生徒が、望ましい食習慣・生活習慣を身につけることができるよう指導しましょう

地域では…

- 男女間のあらゆる暴力を許さない社会風土を醸成し、暴力被害について思い当たることがあれば、専門機関へ通報、相談しましょう

基本目標 **4** ともに支えあう環境づくり

基本方針 1. 男女平等の労働環境づくり

働くことは、人々の経済的自立を形成するものであり、男女共同参画社会の実現にとって、重要な意味を持っています。国においては、「男女雇用機会均等法*」や「育児・介護休業法*」などが整備され、女性の就業者も増加してきています。

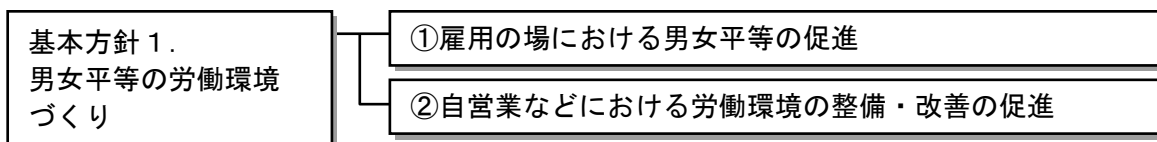
しかし、雇用の現場において、採用や賃金、昇進などにおける男女の格差は依然として大きく、実質的な均等が図られていないのが現状です。

性別にかかわらず、男女がともに個人の能力を十分に発揮し、適切な評価、待遇が受けられるよう、事業主に対する啓発を行うなど、実質的な男女の均等確保に向けた取り組みが必要となっています。

また、農業、商工業等の自営業においても、女性が事業の担い手として重要な役割を果たしているにもかかわらず、適正な評価がされていないのが現状です。また、組織や組合における役職者は圧倒的に男性が多いなど、男性中心の経営が進められる傾向がみられます。

農業や商工業などの分野で活躍する女性が能力を発揮し、役割と貢献に対して適正な評価がなされ、男女が対等なパートナー関係を築くことができるよう、自営業の就労環境の整備に向けた取り組みが求められています。

【施策の体系】



【数値目標】

指標	現状値	目標値 (平成 35 年度)
25 歳から 44 歳までの女性の就業率	65.4% (平成 22 年度)	73.0%以上
職場で「男女平等」と感じている人の割合	16.5% (平成 24 年度)	50.0%以上

①雇用の場における男女平等の促進

No.	具体的施策	内容	担当部署
72	労働関係法令の周知・啓発	雇用の場における男女共同参画を推進するため、事業主・従業員双方に対し、男女雇用機会均等法等の趣旨や内容について啓発を行います。	地域振興課

第4章 施策の展開

No.	具体的施策	内容	担当部署
73	事業主の意識改革	男女がともに働きやすい職場づくりを促すため、事業主に対し、男女共同参画の視点に立った職場環境についての啓発を行います。	地域振興課
74	非正規労働者の雇用環境の整備促進	非正規労働者の適正な労働条件の確保のため、労使双方に対するパートタイム労働法*等の周知など、雇用環境の整備を促進します。	地域振興課
75	女性従業員の母性保護の周知徹底	職場における母性健康管理を推進するため、男女雇用機会均等法及び労働基準法*に基づく母性保護に関する制度の周知を図ります。	地域振興課
76	労働相談窓口の充実	市民からの労働相談について、関係機関と連携し、適切な相談機関につないでいきます。	地域振興課

②自営業などにおける労働環境の整備・改善の促進

No.	具体的施策	内容	担当部署
77	家族従業者の役割に対する意識啓発	女性従業者が経営上の対等な良きパートナーであることへの理解を深めるため、家族従業者として女性が果たしている役割が正当に評価されるよう啓発に努めます。	農業水産課 地域振興課
78	家族経営協定*の締結促進	家族従業者の適正な労働時間や休日の確保等、就業条件の整備や生活環境の改善を促進するため、家族経営協定の締結等に関する情報提供に努めます。	農業水産課 地域振興課

基本方針2. ワーク・ライフ・バランスの実現

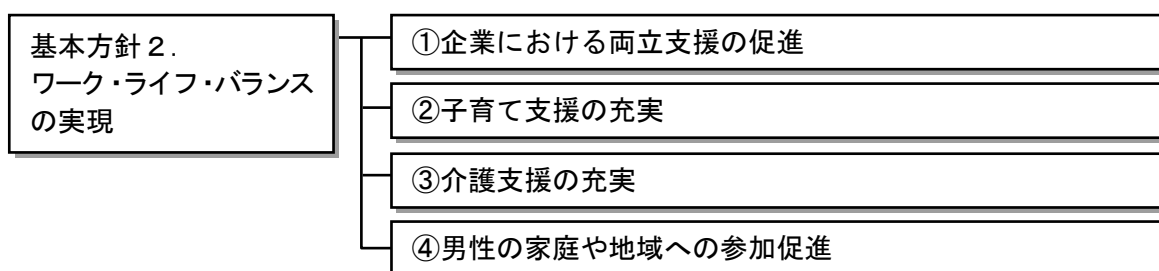
男女がともに多様な生き方を選択し、社会のあらゆる活動に参画していくことは、男女共同参画社会の形成の基盤となるものです。

しかし、長時間労働の是正や男性の仕事中心のライフスタイルからの転換が進まず、男性が家庭や地域活動等へ参画することが難しい状況にあり、その結果、家事や子育て、介護の負担は女性に偏り、女性が仕事、地域活動へ積極的に参画する妨げとなっています。

女性の就労が進み、働きながら妊娠・出産・育児をすることを望む女性も増えてきているなか、ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりが求められます。

男女がともにやりがいや充実感を持って働きながら、仕事上の責任を果たし、家庭や地域活動等へ参画していけるよう、事業主に対し、ワーク・ライフ・バランスの考え方を周知し、長時間労働を前提とした働き方、仕事中心の働き方の見直しを呼びかけるとともに、多様な働き方についての啓発を行うなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みが必要となっています。

【施策の体系】



【数値目標】

指標	現状値	目標値 (平成35年度)
「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」という言葉を知っている人の割合	51.3% (平成24年度)	70.0%以上
年次有給休暇取得率	女性：44.3% 男性：41.9% (平成24年度)	女性：70.0%以上 男性：70.0%以上
男性が積極的に育児休業を取得したほうが良いと考える事業所の割合	18.6% (平成24年度)	50.0%以上

第4章 施策の展開

①企業における両立支援の促進

No.	具体的施策	内容	担当部署
79	ワーク・ライフ・バランスの定着・浸透	事業主に対し、ワーク・ライフ・バランスに関する講習会等の情報提供に努め、ワーク・ライフ・バランスに対する意識の定着に努めます。	地域振興課
80	育児・介護休業法の普及	事業主に対し、育児・介護休業法の啓発を行い、育児・介護休業の定着を図ります。	地域振興課
81	男性の休業・休暇取得への環境整備	男性が積極的に育児・介護休業や有給休暇を取得できるよう、事業主に対して啓発を行います。	地域振興課
82	従業員の健康管理への支援	事業主に対し、従業員の健康管理、メンタルヘルス対策についての啓発を行い、男性の過労死や過労自殺への対策を呼びかけます。	保健センター 地域振興課
83	多様な就労形態の普及	従業員が短時間勤務やフレックスタイム制*・在宅勤務等、ライフスタイルに応じた働き方を選択できるよう、事業主に対して制度の導入を呼びかけます。	地域振興課
84	雇用・労働関係助成金の情報提供	事業主に対し、雇用や労働に関する助成金制度についての情報を提供し、その活用を促します。	地域振興課

②子育て支援の充実

No.	具体的施策	内容	担当部署
85	マタニティクラスの充実	親になる前の男女を対象としたマタニティクラス等の充実に努めるとともに、夫婦での参加を促し、男女がともに担う子育てを推進します。	保健センター
86	多様な保育サービス等の充実	仕事と子育ての両立を支援するため、通常保育をはじめ、延長保育・一時保育等、多様なライフスタイルに対応した保育、その他の子育てサービスを充実するとともに、保育所への途中入所の円滑化に努めます。	こども福祉課

No.	具体的施策	内容	担当部署
87	子育てサポート施設の活用	保護者の短時間・臨時就労の場合や求職活動の場合、子ども同伴で外出しにくい時、一時的にリフレッシュしたい場合などに、こどもサポートセンター*において子どもの一時預かりを実施し、子育ての負担軽減を図ります。	こども福祉課
88	こどもサポーターの養成	こどもサポートセンターに登録するサポーターを養成するため、サポーター養成講座を開催し、地域の力を活用したまちぐるみの子育てを推進します。	こども福祉課
89	子育て教室の開催	子育ての不安や悩みの解消に役立つ教室等を開催します。	こども福祉課 保健センター
90	相談体制の充実	子育てに関する総合的な支援を行うため、各種相談窓口の明確化に努め、相談体制の充実を図ります。	こども福祉課

③介護支援の充実

No.	具体的施策	内容	担当部署
91	介護支援サービスの充実	仕事と介護の両立に向け、介護保険事業・福祉事業等、生活支援サービスの充実を図ります。	介護福祉課
92	家族介護者への支援	男女共同参画の視点に立った家族介護者教室等を開催し、介護の方法や介護者の健康づくりなどについて学ぶ機会を提供し、情報交換や心身のリフレッシュを図ります。	地域包括支援センター
93	相談体制の充実	介護に関する総合的な支援を行うため、相談体制の充実を図ります。	地域包括支援センター

④男性の家庭や地域への参加促進

No.	具体的施策	内容	担当部署
94	男性が参加しやすい子育て教室の開催	子育て中の親が誰でも参加しやすいよう、教室の開催日程、場所等に配慮します。また、男性の参加を呼びかけ、男性の出産・育児への積極的な参加を促します。	こども福祉課 保健センター

第4章 施策の展開

No.	具体的施策	内容	担当部署
95	男性の生活的自立の促進	男性が家庭に積極的に参加できるよう、男性向けの料理、洗濯、育児・介護等の教室を開催するとともに、情報の発信に努めます。	人権施策推進課
96	男性の働き方の見直し	男性が仕事中心の生活スタイルを見直し、様々な活動へ積極的に参画できるよう、市民や事業所等に対して啓発を行います。	人権施策推進課

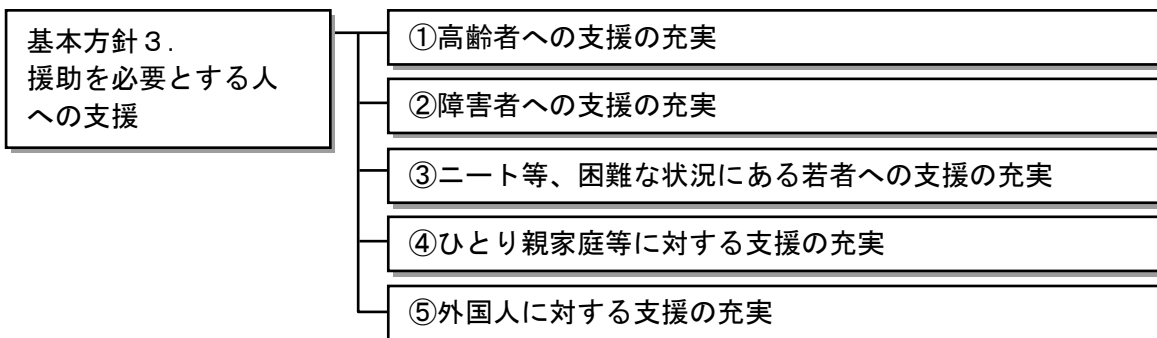
基本方針3. 援助を必要とする人への支援

活力あるまちづくりのためには、地域に住む全ての人が、社会の対等な構成員として、様々な活動に参画し、夢や希望を持って、いきいきと生活することが重要となります。特に、少子高齢化や家族形態の多様化、厳しい経済情勢など、人々を取り巻く環境や生活環境が複雑に変化する今日においては、性別や年齢、障害の有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい地域社会の形成がより一層求められています。

しかし、地域のつながりの希薄化などにより、高齢者や障害者、外国人市民、ひとり親家庭、ニート*等、生活上の困難を抱える人が、地域や社会から孤立しやすいという現状もみられます。

生活上の困難を抱える人が、自立する力を身に付け、安定した生活を送り、地域で安心して暮らすことができるよう、個々の状態に応じたきめ細かな支援とともに、個々の能力を発揮することができる環境の整備が必要となっています。

【施策の体系】



①高齢者への支援の充実

No.	具体的施策	内容	担当部署
97	社会保障制度の普及・啓発	適切なサービスや年金受給資格が得られるよう、介護保険制度や年金制度についての啓発を行います。	保険年金課 介護福祉課
98	高齢者の生活への支援	安定した老後を過ごせるよう、介護支援サービス・医療サービスを充実し、各事業の連携体制を整えます。	保険年金課 介護福祉課 地域包括支援センター
99	高齢者等の社会参画の促進	高齢者が意欲や技能を活かしていきいきと暮らせるよう、シルバー人材センター等と連携をとりながら、就労やボランティア活動など社会参加の場を広げます。	地域包括支援センター 地域振興課

第4章 施策の展開

No.	具体的施策	内容	担当部署
100	高齢者を見守る地域ネットワークの構築	関係団体等の活動を支援するとともに、連携を図りながら、高齢者を支える地域ネットワークの構築に努めます。	地域包括支援センター
101	情報の提供と相談窓口の充実	成年後見制度等、認知症等の高齢者の権利擁護に関する情報の提供と相談窓口の充実と努めるとともに、各種相談事業のネットワーク化に努めます。	地域包括支援センター

②障害者への支援の充実

No.	具体的施策	内容	担当部署
102	障害者の生活への支援	障害者が地域で安心して暮らせるよう、障害・性別の違いに配慮した在宅福祉サービス、施設福祉サービスの充実に努めるとともに、地域生活支援の提供体制を整備します。	厚生福祉課
103	障害者の社会参画の促進	障害者が自己の意志と能力に基づいて社会参加できるよう、様々な機会を提供するとともに、ハローワーク等と連携を図りながら、企業等に対し就労促進を働きかけるなど、就労支援を行います。	厚生福祉課
104	障害者を見守る地域ネットワークの構築	関係団体等の活動を支援するとともに、連携を図りながら、障害者を支える地域ネットワークの構築に努めます。	厚生福祉課
105	情報の提供と相談窓口の充実	障害に応じた情報提供、相談体制の充実に努めるとともに、各種相談事業のネットワーク化に努めます。	厚生福祉課

③ニート等、困難な状況にある若者への支援の充実

No.	具体的施策	内容	担当部署
106	若年期からの自立意識の形成	若者が長期的な視野に立って人生を展望できるよう、学校教育や社会教育において経済的に自立していくことの必要性を啓発します。	学校教育課 生涯学習課
107	ニート等の若者の就労支援	若者の就労支援を促進するため、ニート等、若者の就労支援を行うNPO団体等の活動を支援します。	地域振興課

No.	具体的施策	内容	担当部署
108	相談体制の整備	ニート等に対し、就業に向けた生活指導を行うとともに、就労への不安・悩みに対し、専門機関の紹介を行います。	地域振興課

④ひとり親家庭等に対する支援の充実

No.	具体的施策	内容	担当部署
109	家庭生活への支援	ひとり親家庭の生活上の問題を解決するため、県の制度や子育て等の援助サービスの情報提供を行うとともに、県担当窓口へスムーズにつないでいきます。	こども福祉課
110	経済的支援	ひとり親家庭の生活安定を図るため、児童手当、扶養手当等、県の助成に関する情報提供を行うとともに、県担当窓口へスムーズにつないでいきます。	こども福祉課
111	生活の自立促進	ひとり親家庭の経済的・社会的自立を促進するため、職業能力開発・技能修得に関する情報提供を行い、就業促進を図ります。	こども福祉課
112	相談体制の充実	ひとり親家庭の生活上の悩みに対する相談窓口等の紹介を行い、適切な機関へスムーズにつないでいきます。	こども福祉課

⑤外国人に対する支援の充実

No.	具体的施策	内容	担当部署
113	外国人に対する支援	在住外国人が地域で孤立しないよう、同じ境遇にある人や地域の日本人と相互に交流する場を提供し、習慣や価値観の違いを理解し、互いの文化や風習を学びあえる機会の確保に努めます。	人権施策推進課
114	日本語の学習への支援	在住外国人が、日常生活に困ることがないよう、日本語を学習する機会の提供に努めます。	人権施策推進課
115	多言語による情報の提供	在住外国人が安心して暮らせるよう、多言語での情報提供や相談窓口の紹介などを行います。	人権施策推進課
116	相談体制の整備	在住外国人が利用しやすいよう、相談体制の充実を図ります。	人権施策推進課

身近な男女共同参画に取り組んでみよう！

家庭では…

- 家族全員で家事・育児・介護など家庭のあらゆることを分担し、協力しましょう
- 男性も積極的に、子育て教室や介護教室等に参加しましょう
- 仕事や家庭以外にも、地域活動やその他の活動に参加していきましょう

職場では…

- 雇用条件や就労環境において、男女格差がないか見直し、実質的な男女均等を実現させましょう
- 多様な働き方ができる環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスを推進していきましょう
- 男性も積極的に家庭へ参加できるよう、育児・介護休業等をとりやすい環境づくりに努めましょう
- 家族従事者の就労環境を整え、積極的に経営に参加できる環境を整えましょう

学校では…

- 児童・生徒が将来、自立していけるよう、豊かな職業観・勤労観を育む教育を推進しましょう
- 地域の様々な人とふれあう機会を設けましょう

地域では…

- 子育て中の家族や高齢者、障害者など、支援を必要とする人を地域全体で支えていきましょう
- 地域の人が気軽に集える環境を整えましょう
- 地域に住む全ての人が、いつまでも住み続けたいと思うまちづくりを進めましょう

第5章 推進体制

1 市の推進体制の整備

男女共同参画基本計画に関する施策は広範囲にわたるため、男女共同参画に関する様々な施策を展開するには、全庁的な推進体制が不可欠です。

計画の総合的・計画的・効果的な推進のため、人権施策推進課が中心となり、男女共同参画に関する施策の進行管理、各課との連絡調整などを行い、全庁的な推進体制を整備していきます。また、定期的に市民アンケート調査、事業所アンケート調査を実施し、本計画の進捗状況の評価・点検を行っていきます。

2 地域との連携

男女共同参画社会を実現するには、行政をはじめ、市民、地域団体、企業等が、それぞれの立場から男女共同参画に主体的に取り組み、互いに連携・協力ができる体制を整備することが大切です。

あらゆる場における男女共同参画の実現に向けて、市民、地域の団体、企業等との連携を図り、行政と地域の協働により施策の推進を図ります。

3 国・県等との連携

男女共同参画を推進するにあたっては、国際的な動向を捉えながら、国や県の動きと連動していく必要があります。

本計画の推進にあたっては、国や県等との連携・協力、他市町との情報交換に努め、連携体制を強化していきます。

資料編

1 大和郡山市男女共同参画市民意見交換会委員名簿

(50音順)

氏 名	所 属
植村 俊博	自治連合会
亀岡 静代	女性ネットワーク
榊 洋子	人権擁護委員
永井 謙次	公募
西垣 美知子	白百合会
松田 みつる	市議会
間永 雅子	公募
湯本 アケミ	公募

2 計画の策定過程

日時	内容
平成 24 年 10 月 3 日 (水)	第 1 回大和郡山市男女共同参画市民意見交換会 (男女共同参画社会に対する認識の共有、市の現状に対する認識の共有、アンケート調査項目の検討)
平成 24 年 12 月 6 日 (木) ～12 月 20 日 (木)	・大和郡山市男女共同参画に関するアンケート調査実施 ・大和郡山市男女共同参画に関する事業所アンケート調査実施
平成 25 年 4 月 24 日 (水)	第 2 回大和郡山市男女共同参画市民意見交換会 (男女共同参画に関するアンケート調査結果の報告と課題の検討・共有)
平成 25 年 7 月 31 日 (水)	第 3 回大和郡山市男女共同参画市民意見交換会 (計画の基本理念の検討、大和郡山市女性行動計画 (第二期) 取組実施状況の評価、計画骨子案の検討、計画数値目標の検討)
平成 25 年 10 月 30 日 (水)	第 4 回大和郡山市男女共同参画市民意見交換会 (計画素案の検討、計画の愛称検討)
平成 26 年 2 月 12 日 (水)	第 5 回大和郡山市男女共同参画市民意見交換会 (パブリックコメント結果の報告、計画最終案の確認)

3 アンケート調査の概要

■調査目的

市民をはじめ、市内事業所の男女共同参画に関する意識や実態を把握し、本計画における施策検討の基礎資料とするため、市民意識調査、事業所実態調査を実施しました。

■調査内容

市民	事業所
1. 回答者属性	1. 事業所概要
2. 男女共同参画全般について	2. 女性管理職の状況
3. 男女の役割分担について	3. 母性保護規定について
4. 子育てについて	4. 育児・介護休業について
5. 地域活動などについて	5. 「ワーク・ライフ・バランス」について
6. 働き方や働くことへの考えなどについて	6. 男女の待遇について
7. 配偶者・パートナー、恋人間での暴力について	7. ハラスメントについて
8. 健康や高齢期の生活について	8. 行政に望むこと
9. メディアや防災・災害対策について	
10. 男女共同参画社会の実現に関することについて	

■調査設計

	市民	事業所
調査対象	大和郡山市に居住する20歳以上の男女2,000人	大和郡山市商工会に登録している事業所200社
調査期間	平成24年12月6日(木)～12月20日(木)	
調査方法	郵送調査(郵送配布、郵送回収)	

■回収結果

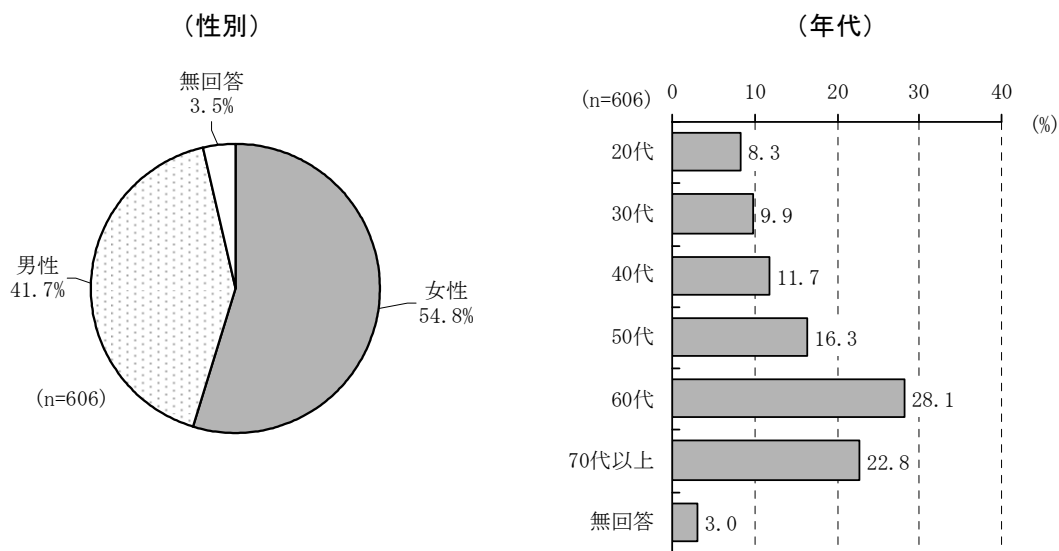
	市民	事業所
配布数	2,000件	200件
回収数	609件	59件
うち無効票	3件	0件
有効回収票	606件	59件
有効回収率	30.3%	29.5%

■調査結果の見方

- ・回答は、各質問の回答者数(n)を基数とした百分率(%)で示しています。
小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・回答があっても、小数点第2位を四捨五入して0.1%に満たない場合は、図表には「0.0」と表記している場合があります。
- ・複数回答を求めた質問では、回答比率の合計が100.0%を上回ります。なお、本文中、表やグラフに次のような表示がある場合は、複数回答を依頼した質問であることを指します。
MA% (Multiple Answer) = 回答選択肢の中からあてはまるものをすべて選択する場合
3LA% (3Limited Answer) = 回答選択肢の中からあてはまるものを3つ以内で選択する場合

■回答者の属性

【市民調査】

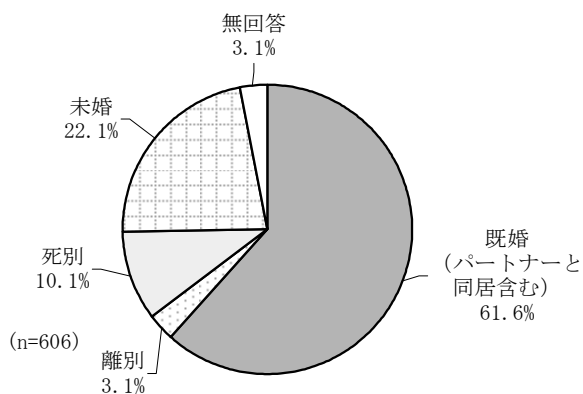


(性・年代)

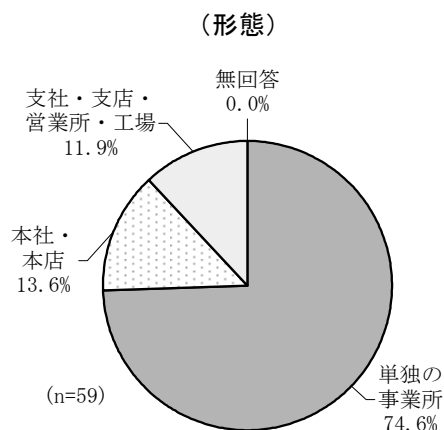
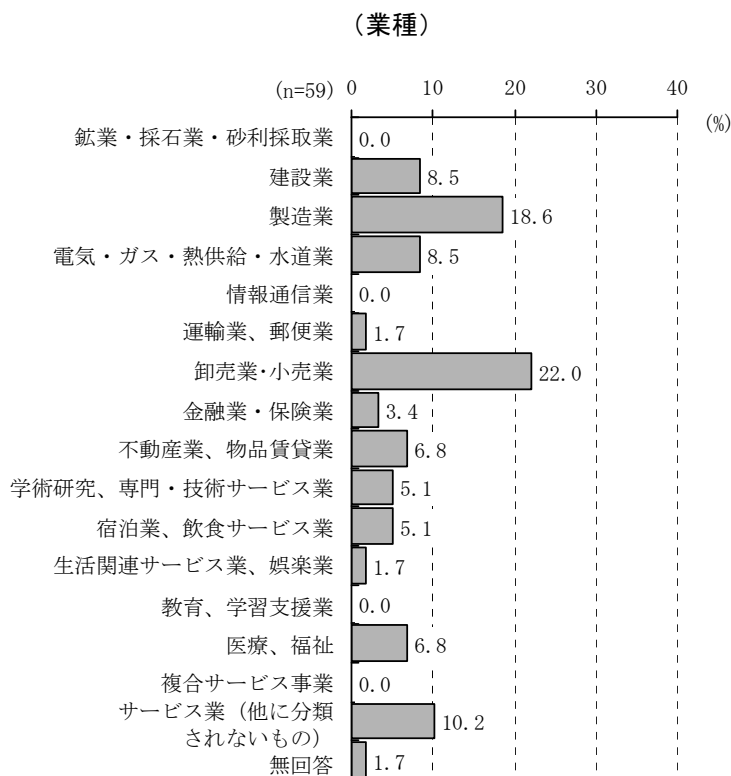
	全 体	2 0 代	3 0 代	4 0 代	5 0 代	6 0 代	7 0 代 以 上	無 回 答
全 体	606 100.0	50 8.3	60 9.9	71 11.7	99 16.3	170 28.1	138 22.8	18 3.0
女性	332 100.0	35 10.5	36 10.8	49 14.8	57 17.2	97 29.2	58 17.5	-
男性	253 100.0	15 5.9	24 9.5	22 8.7	42 16.6	73 28.9	76 30.0	1 0.4

上段：実数、下段：%

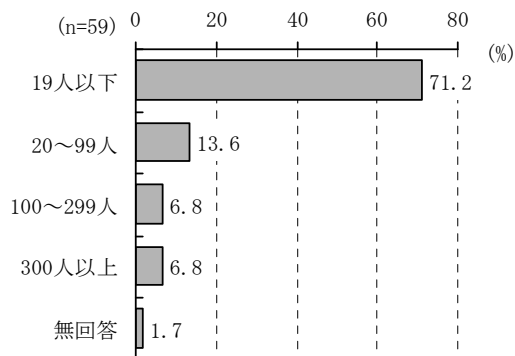
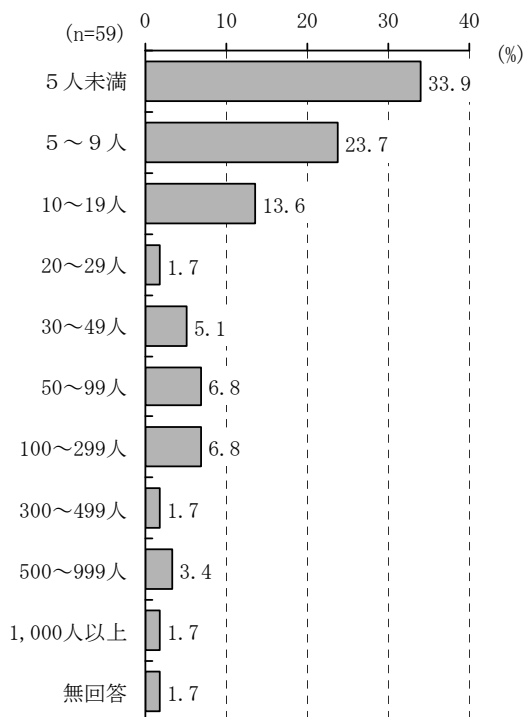
(婚姻状況)



【事業所調査】



(事業所労働者数)



4 関連法令、条例

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年七月十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有しているこ

とにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、

閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促

資料編

進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以上をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見

を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二三日法律第七八号）抄

(施行期日)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(施行の日＝平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第

三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正:平成二十五年法律第七十二号

目次

前文
第一章 総則 (第一条・第二条)
第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (第二条の二・第二条の三)
第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (第三条―第五条)
第三章 被害者の保護 (第六条―第九条の二)
第四章 保護命令 (第十条―第二十二条)
第五章 雑則 (第二十三条―第二十八条)
第五章の二 補則 (第二十八条の二)
第六章 罰則 (第二十九条・第三十条)
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出

をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければ

ばならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため 就業の促進 住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは その業務を行うに当たっては 必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力 第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当

該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居

を除く。以下この項において同じ。) 就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、(当該親族等の住居、(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。))その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないときは又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の

配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大い

いと認めるに足りる申立ての時における事情
三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認められる場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関し

て更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについては、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通

知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧

若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合であっても、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）

第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」

とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案

し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〔抄〕〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律によ

る改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号〔抄〕〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

奈良県男女共同参画推進条例

平成十三年七月一日
奈良県条例第五号

奈良県男女共同参画推進条例をここに公布する。
奈良県男女共同参画推進条例

目次

前文

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第九条—第十八条)

第三章 奈良県男女共同参画審議会(第十九条)

附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、奈良県では、奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例(平成九年三月奈良県条例第二十四号)を制定するなど、差別のない、人権が尊重される社会を目指してきた。

男女平等の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸として、国際的な連帯により積極的に展開されてきた。

しかし、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会における制度又は慣行が依然として存在し、男女平等の実現には多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急速な変化に対応するため、男女があらゆる分野において個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が、重要かつ緊急な課題となっている。

このような、状況にかんがみ、奈良県は、性別にかかわらず、一人一人が人権を尊重し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指すものである。

ここに、私たちは、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の趣旨を踏まえ、男女共同参画の推進に関し基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって県、県民及び事業者の男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動その他の活動に共にかかわることができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、当該取組を勧奨して推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の推進に当たっては国、市町村、県民及び事業者と協力して取り組むとともに、男女共同参画を推進するための体制を整備するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し男女が共同して参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立できるよう就業環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害)

第七条 何人も、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えること又は性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害することをいう。以下同じ。)並びに配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び配偶者であった者に対する暴力的行為(身体的又は精神的に著しい苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)を行ってはならない。

(市町村長との協力)

第八条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施について、市町村長の協力が必要であると認めるときは、その協力を求め、又は市町村長から協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第九条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、奈良県男女共同参画審議会に意見を聴かなければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、

これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民の理解を深めるための措置)

第十一条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

第十二条 県は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立できるように、男女共同参画を推進するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(教育の場における男女共同参画の推進)

第十三条 県は、学校教育及び社会教育の場において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(性別による人権侵害の防止に関する取組)

第十四条 県は、セクシュアル・ハラスメント及び男女間の暴力的行為の防止に関する取組を行うよう努めるものとする。

(苦情及び相談の処理)

第十五条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 県は、関係行政機関と連携を図りつつ協力して、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する相談の処理に努めるものとする。

(調査研究)

第十六条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(民間の団体の活動に対する情報提供等)

第十七条 県は、民間の団体が行う男女共同参画に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の推進状況の公表)

第十八条 知事は、毎年一回、男女共同参画計画に基づく施策の推進状況を公表するもの

資料編

とする。

第三章 奈良県男女共同参画審議会

第十九条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理させるほか、男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に建議することとさせるため、奈良県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員十五人以内で組織する。

3 委員は、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。

5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第二項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

5 女性施策のあゆみ

年	世界の動き	日本の動き	奈良県の動き	大和郡山市の動き
1945 (昭20)	・国際連合成立(国連憲章採択)	・衆議院議員選挙法改正(婦人参政権実現)		
1946 (昭21)	・国連に「婦人の地位委員会」発足	・日本国憲法公布(1947年施行)		
1947 (昭22)		・「労働基準法」公布・施行 ・民法改正・施行-家制度の廃止-		
1948 (昭23)	・「世界人権宣言」採択(国連総会)			
1967 (昭42)	・「婦人に対する差別撤廃宣言」採択(国連総会)	・総理府に「婦人関係の諸問題に関する懇談会」設置		
1972 (昭47)	・1975年を国際婦人年とすることを決定(国連総会)			
1975 (昭50)	・「国際婦人年」 ・「国際婦人年世界会議」(第1回世界女性会議)開催(メキシコシティ)-「世界行動計画」を選択- ・1976年から10年間を「国連婦人の10年」と決定	・「総理府婦人問題担当室」発足 ・「婦人問題企画推進本部」「婦人問題企画推進会議」設置 ・「教育等育児休業法(女子教員、看護婦、保母等対象)」公布(1976年施行) ・「国際婦人年記念日本婦人問題会議」開催		
1976 (昭51)	・ILO(国際労働機関)に婦人労働問題担当室を設置	・民法一部改正・施行-離婚後の氏の選択-	・婦人問題に関する窓口を「県民課」とする	
1977 (昭52)		・「国内行動計画」決定 ・「国内行動計画前期重点目標」発表 ・国立婦人教育会館開館	・「奈良県婦人問題施策推進連絡会議」を設置	
1978 (昭53)			・「奈良県婦人問題懇談会」を設置 ・「婦人問題に関する世論調査」を実施	
1979 (昭54)	・「国連婦人の10年」エスカップ地域政府間準備会議開催(ニューデリー) ・国連第34回総会「女性差別撤廃条約」採択			

年	世界の動き	日本の動き	奈良県の動き	大和郡山市の動き
1980 (昭55)	・「国連婦人の10年」中間年世界会議(第2回世界女性会議)開催(コペンハーゲン) - 「国際婦人の10年後半期行動プログラム」採択、「女子差別撤廃条約」署名式-	・民法一部改正(1981年施行) -配偶者の法定相続分引き上げ- ・「女子差別撤廃条約」署名	・「婦人の地位と福祉の向上をめざして」婦人問題懇談会提言	
1981 (昭56)	・「ILO156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)」採択(ILO総会) ・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」発表	・「婦人対策課」設置 ・「奈良県婦人会議」設置 ・婦人相談コーナー開設 ・「北陸・中部・近畿地区婦人問題推進地域会議」開催(総理府と共催)	
1982 (昭57)			・婦人情報コーナー開設	
1983 (昭58)			・「奈良県婦人問題啓発推進会議」設置	
1984 (昭59)	・「国連婦人の10年」エスカップ地域政府間準備会議開催(東京)	・「国籍法」「戸籍法」一部改正(1985年施行) -国籍の父母両系主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化-	・「婦人問題啓発フェスティバル婦人問題啓発大会」開催 ・「国連婦人の10年」最終年記念「婦人のつどい」及び「婦人の活動展」開催	
1985 (昭60)	・「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議(第3回世界女性会議)開催(ナイロビ) - 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択-	・「国民年金法」の改正・施行-女性の年金権確立- ・「男女雇用機会均等法」公布(1986年施行) ・「女子差別撤廃条約」批准		
1986 (昭61)			・「奈良県女性センター」開設 ・「奈良県婦人行動計画」策定	
1987 (昭62)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」決定		
1989 (平元)				・大和郡山市女性行動計画(第一期)策定
1990 (平2)	・「国連婦人の地位委員会拡大会期」開催(ウイーン) ・国連総会「ナイロビ将来戦略の実施に関する見直しと評価に伴う勧告」採択			

年	世界の動き	日本の動き	奈良県の動き	大和郡山市の動き
1991 (平3)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」公布(1992年施行) ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「奈良県女性の現状と意識に関する調査」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第1回郡山・女のまつり」開催
1992 (平4)		<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題担当大臣」設置 		<ul style="list-style-type: none"> ・「第2回郡山・女のまつり」開催
1993 (平5)	<ul style="list-style-type: none"> ・「世界人権会議」開催(ウィーン) ・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校で家庭科の男女共修開始 ・「パートタイム労働法」公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「奈良県女性行動計画(修正版)」策定 ・「婦人対策課」から「女性政策課」に課名変更 ・「奈良県婦人会議」を「奈良県女性問題懇話会」に改称 	
1994 (平6)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議 エスカップ地域政府間準備会議開催(ジャカルタ) - 「ジャカルタ宣言」採択- ・「国際人口・開発会議」開催(カイロ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・高校で家庭科の男女共修開始 ・総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進本部」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女が共に支える社会づくりのための県民意識調査」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3回郡山・女のまつり」開催 ・社会教育課(現生涯学習課)に「成人・女性係」設置
1995 (平7)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択 ・第4回世界女性会議開催(北京) - 「北京宣言」「行動綱領」採択- 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」公布・施行(介護休業に関する部分は1999年施行) ・「ILO156号条約」批准 	<ul style="list-style-type: none"> ・「奈良県男女共同参画推進本部」設置 ・「花ひらくーならの女性生活史ー」発刊 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4回郡山・女のまつり」開催
1996 (平8)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画2000年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「データにみる奈良県女性の現状ー奈良県女性行動計画10年のまとめー」(奈良県女性白書)策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第5回郡山・女のまつり」開催
1997 (平9)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正(1999年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「なら女性プラン21ー奈良県女性行動計画(第二期)ー」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第6回郡山・女のまつり」開催 ・「男女共同参画社会づくり in こおりやま」開催 ・「郡山女性ネットワーク」設立 ・「成人・女性係」が社会教育係に統合
1998 (平10)				<ul style="list-style-type: none"> ・「第7回郡山・女のまつり」開催 ・「大和郡山市女性行動計画(第二期)」策定
1999 (平11)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性に対する暴力撤廃国際日」設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布・施行 - 農業経営への女性の参画の推進を規定- 	<ul style="list-style-type: none"> ・「北陸・東海・近畿地区男女共同参画推進地域会議」開催(総理府と共催) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第8回郡山・女のまつり」開催

年	世界の動き	日本の動き	奈良県の動き	大和郡山市の動き
2000 (平12)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) - 「政治宣言」「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブに関する文書」採択-	・「ストーカー規制法」公布・施行 ・「男女共同参画基本計画」策定	・「男女共同参画についてのアンケート」実施	・「第9回郡山・女のまつり」開催
2001 (平13)		・「男女共同参画会議」設置 ・「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 ・第1回男女共同参画週間 ・「配偶者暴力防止法」公布・施行 ・「育児・介護休業法」一部改正・施行	・「女性政策課」から「男女共同参画課」に課名変更 ・「奈良県男女共同参画推進条例」公布・施行 ・「奈良県男女共同参画審議会」設置 ・「奈良県1日女性模擬議会」開催 ・「データでみる ならの男女共同参画」作成	・「第10回郡山・女のまつり」開催
2002 (平14)		・各都道府県に配偶者暴力相談支援センター開設	・「なら男女共同参画プラン 21」(奈良県男女共同参画計画(なら女性プラン 21 改訂版)) 策定 ・「奈良県男女共同参画県民会議」設置	・「第11回郡山・女のまつり」開催 ・人権施策推進課に「男女共同参画係」設置(「男女共同参画係」新設)
2003 (平15)		・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・「男女共同参画社会の将来像検討会」開催 ・「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 ・「少子化社会対策基本法」公布・施行		・「第12回郡山・女のまつり」開催
2004 (平16)		・「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 ・「配偶者暴力防止法」一部改正・施行 ・「配偶者暴力防止法」に基づく基本方針策定	・「女性の就業環境に関する調査」(新長期ビジョン専門委託調査)実施	・「第13回郡山・女のまつり」開催
2005 (平17)	・第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」開催(ニューヨーク国連本部)	・「育児・介護休業法」改正・施行 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・県女性センター「チャレンジサイトなら」開設	・「第14回郡山・女のまつり」開催

年	世界の動き	日本の動き	奈良県の動き	大和郡山市の動き
2006 (平18)	・「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催（東京）	<ul style="list-style-type: none"> ・「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 ・「男女雇用機会均等法」改正（2007年施行） ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 	・「なら男女 GENKI プラン」（奈良県男共同参画計画（第2次））策定	・「第15回郡山・女のまつり」開催
2007 (平19)	・「第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催（インド）	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標（「2020年30%」の目標）のフォローアップについての意見」男女共同参画会議決定 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会」設置 ・「パートタイム労働法」改正（2008年施行） ・「配偶者暴力防止法」改正（2008年施行） ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 		・「第16回郡山・女のまつり」開催
2008 (平20)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画（第2次）フォローアップ結果についての意見」男女共同参画会議決定 ・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の改定 ・「労働基準法」改正（2010年施行） 		・「第17回郡山・女のまつり」開催
2009 (平21)	・「第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催（ソウル）	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」の一部改正（2010年施行、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については一部の規定について2012年施行） 	・「女性の就業等意識調査」実施	・「第18回郡山・女のまつり」開催

資料編

年	世界の動き	日本の動き	奈良県の動き	大和郡山市の動き
2010 (平22)	・第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合開催(ニューヨーク国連本部)	・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「第3次男女共同参画基本計画」策定		・「第19回郡山・女のまつり」開催
2011 (平23)	・「第4回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(シエムリアップ)		・「男女共同参画課」から「女性支援課」に課名変更 ・「なら男女 GENKI プラン」の後期5年目目標策定 ・「子育て女性就職相談窓口」設置(奈良労働会館内)	・「第20回郡山・女のまつり」開催
2012 (平24)		・『「女性の活促進による経済活性化」行動計画』策定		・「第21回郡山・女のまつり」開催 ・「大和郡山市男女共同参画に関するアンケート調査」実施(市民・事業所対象)
2013 (平25)	・「第5回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(北京)	・「配偶者暴力防止法」改正(2014年施行) ・「ストーカー規正法」改正・施行		・「第22回郡山・女のまつり」開催
2014 (平26)				・「第23回郡山・女のまつり」開催 ・「大和郡山市男女共同参画基本計画(第三期)」策定

6 用語説明

	用語	解説
ア 行	育児・介護休業法	育児または家族の介護を行う労働者の仕事と家庭との両立を目的とした法律で、1995年（平成7年）の「育児休業法」の大幅改正により成立しました。2009年（平成21年）の改正では、子の看護休暇の拡充や「パパ・ママ育休プラス※」の創設、育児のための短時間勤務制度・所定外労働の免除の義務化、介護休暇制度の新設等が盛り込まれました。2012年（平成24年）には、従業員100人以下の事業主に対しても、これまで適用が猶予されていた短時間勤務制度、所定外労働の免除、介護休暇の制度が適用されるようになりました。
	H I V／エイズ	エイズの正式名称は後天性免疫不全症候群といいます。エイズとはH I V（ヒト免疫不全ウイルス）に感染し、免疫力が低下する病気です。
	N P O	様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。
	M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。M字カーブは、結婚や出産・育児を機に退職、子育て後に再就職という人が多いことを表しており、特に日本に顕著な傾向です。アメリカやスウェーデン等の欧米先進国では、子育て期における就業率の低下はみられません。
カ 行	家族経営協定	家族経営が中心の日本の農業において、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、男女を問わず意欲を持って経営に参画することができるよう、経営の方針、労働報酬、休日・労働時間等のルールについて文書で取り決めたものをいいます。
	キャリア教育	子どもたちの社会的・職業的自立に向け、児童・生徒一人ひとりに望ましい職業観、勤労観、職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のことをいいます。
	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計のことで、1人の女性が一生の間に産むこどもの数の平均を表しています。

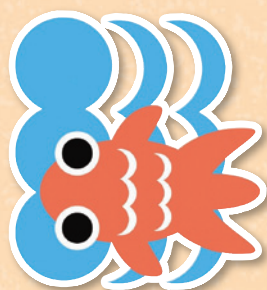
※パパ・ママ育休プラス：父母ともに育児休業を取得する場合に、休業を取れる期間を延長（子が1歳2ヶ月まで）するもの

	用語	解説
カ行	固定的な役割分担意識	「男は仕事、女は家庭」や「男性は主要な業務・女性は補助的業務」など、性別によって役割を分担するのが当然、あるいは自然だとする固定的な意識のことをいいます。
	子どもサポートセンター	育児の援助を受けたい人と、育児の援助を行いたい人（サポーター）がお互い会員になって、子育て中の家庭を地域で支える公的なシステムです。
サ行	食育	日々の食事のなかで、望ましい食生活がおくれるよう、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を養う教育のことをいいます。
	ストーカー行為	相手の意思を無視し、自分が関心を抱いた特定の相手に対して一方的に、つきまとい等の行為（相手方の身体の安全、住居等の平穏、名誉、行動の自由を害し、あるいはそのような不安を覚えさせるような行為）を繰り返し行うことをいいます。
	性差医療	成人男性を基準にして考えられてきた従来の医療に対し、男女の器質的・生理的・社会的な差異を考慮した医療のことです。
	性的マイノリティ	性別や性に関する事象の少数派に属している人のこと全般を指します。性同一性障害、同性愛、両性愛、インターセックス（先天的に身体上の性別が不明瞭なこと）の人々などが含まれます。
	性同一性障害	生物学上の体の性別と、性自認が一致せず、違和感を持つ状態のことをいいます。
	セクシュアル・ハラスメント	職場において行われる性的嫌がらせ（相手の意に反した性的な発言や行動）のことで、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、性的な冗談やからかいなど、様々なものが含まれます。
タ行	男女雇用機会均等法	雇用の分野において女性と男性が均等な機会と待遇が確保されることなどを目的として1985年（昭和60年）に公布されました。1997年（平成9年）の大幅改正により、募集、採用、配置、昇進における男女間差別の禁止、セクシュアル・ハラスメントの創設、ポジティブ・アクションの創設などが盛り込まれました。2006年（平成18年）の改正では、男女間差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産などを理由とする解雇の無効、その他の不利益取り扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策措置の義務化などが図られています。

	用語	解説
タ行	男女混合名簿	あいうえお順や生年月日順などによって男女を一緒にした名簿のことです。
	ドメスティック・バイオレンス（DV）	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことをいいます。暴力には、殴る、蹴るなどの身体的暴力のほか、威嚇する、無視する、行動を制限するなどの心理的暴力、性的行為や中絶の強要などの性的暴力なども含まれます。
ナ行	ニート	職業や学業に就かず、職業訓練も行っていない若者のことをいいます。
ハ行	配偶者暴力防止法（DV防止法）	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律で、2001年（平成13年）に公布され、2004年（平成16年）、2007年（平成19年）の改正によって、暴力の定義拡大、保護命令制度の拡充等が図られています。2013年（平成25年）の改正では、事実婚・結婚中・離婚後の配偶者からの暴力のほか、同居中またはかつて同居していた交際相手からの暴力も適用の対象となりました。
	パートタイム労働法	パートタイム労働者の福祉の増進を図ることを目的とした法律で、1993年（平成5年）に公布されました。2007年（平成19年）の改正で、昇給・退職手当・賞与の有無の明示や待遇の決定に関する説明が義務化されるとともに、パートタイム労働者の働きや貢献に応じ、通常の労働者との均等・均衡待遇を確保すること、通常の労働者への転換の推進などが求められています。
	パワーハラスメント	職務上の地位や権力等を利用したいやがらせのことで、業務の適正な範囲を超え、精神的・身体的苦痛を与える行為や職場環境を悪化させる行為などをいいます（パワーハラスメントは、セクハラとは異なり法律上の定義がありません）。
	フレックスタイム制	変形労働時間制の一つで、労使間の協定により、一定期間の総労働時間を定め、その範囲内で出勤時間や退社時間を自由に選択できる制度です。
	ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	様々な分野において、男女の活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、積極的に参画する機会を提供していくことをいいます。

	用語	解説
ハ行	母性	生物的存在としての女性が持っている母としての性質、子を生み育てる母親としての機能のことをいいます。
マ行	メディア	情報を人々に伝える媒体、手段のことで、主に、新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどを指しています。大量の情報が氾濫する近年においては、メディアリテラシー（メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力）の向上が重要視されています。
ラ行	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（「性と生殖に関する健康・権利」）	生殖に関する「健康」と「権利」のことをいいます。「健康」としては、安全で満足できる性生活、安全な出産などが、「権利」としては、避妊・妊娠・中絶・出産の過程において、自ら「いつ」「何人」「子どもを産むか、産まないか」を決定する自由、生殖・性に関する適切な情報とサービスを得られる権利などがあげられます。
	労働基準法	労働者の労働条件の最低基準を定めた法律で、1947年（昭和22年）に公布されました。この法律は、労働者（パートタイム労働者などを含む）を使用するすべての事業場に適用されます。2008年（平成20年）の改正では、時間外労働の削減や年次有給休暇の有効活用に向けた新たな基準が設けられています。
	労働力率	15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合のことです。
ワ行	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	一人ひとりが、それぞれの人生の段階（ライフステージ）の状況に応じて、自ら希望するバランスで様々な活動に関わりながら暮らすことができる状態をいいます。

平和のシンボル、金魚が泳ぐ城下町。



大和郡山市

大和郡山市男女共同参画基本計画（第三期）

発行年月：平成26年3月

発行：大和郡山市役所

市民生活部 人権施策推進課 男女共同参画係

〒639-1198 奈良県大和郡山市北郡山町248番地4

T E L : 0743-53-1151(代表)

F A X : 0743-53-1049

U R L : <http://www.city.yamatokoriyama.nara.jp/>(市ホームページ)